

2027年3月期基準(2026年8月1日版)

Financial Reporting Practical Skill Examination

財務報告 実務検定 開示様式理解編

公式テキスト

解説編

宝印刷株式会社 監修

日本IPO実務検定協会 編

現行法令に完全対応！

学習したことがそのまま実務に活きる！

開示書類作成前の知識確認に最適！



リンケージ・パブリッシング

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用する行為は、著作者・出版社への権利侵害となり、著作権法上の例外を除き、禁じられています。

本書の取り扱いにおいては以下の点に注意ください。

- ・ 本書の著作権は、日本 IPO 権利検定協会に帰属しています。
- ・ 本書の一部または全部を、データの形式（印刷物、電子ファイル、ビデオ、インターネット等）の如何にかかわらず複製、転載、第三者へ転売（オークション含む）することを禁じます。

はじめに

2008年4月1日以後開始する事業年度からスタートした財務報告に係る内部統制報告制度は、今やすっかり定着した感があります。また、四半期報告書については45日以内の提出が必要とされ、決算短縮の平均開示所要日数も短縮化の傾向にあります。さらに、国際財務報告基準（IFRS）の任意適用に踏み切る企業も増加傾向にあります。

このように、決算の適正化・早期化が要請されるとともに、会計基準の高度化・複雑化も進行する中、上場企業・新興企業においては、上場後の開示義務を全うできていないところが少なくありません。また、大企業であっても、訂正報告書を提出するケースが後を絶ちません。

その背景には、企業側の教育体制の不十分さに加えて、社内における開示ノウハウの偏在があるものと思われる。

大企業においてさえ、開示に関する体系的な教育体制が整備されている企業は多くありません。また、企業規模が大きくなればなるほど、開示業務が分野別に細分化される傾向があるため、開示業務を全体から俯瞰できる人材は、長年の人事異動を通じて複数の業務を担当し、限りの知識を身につけていくという問題もあります。このため、大企業であっても、開示書類全体を通してチェックできる社員はごく少数のベテラン社員に限られがちであり、仮にそのベテラン社員が退職したり、病に伏せた場合には、適切な開示ができなくなるおそれがあります。

こうした中、開示実務の教育インフラとして、開示制度を果たすべく財務報告実務検定・開示様式理解編です。本検定は、財務報告そのものに加え、決算整理・繰上・繰下計算表から有価証券報告書等の財務報告までの開示に関する一連の流れを出題範囲としています。すなわち、本書は、各種開示書類の目的、作成要領、データの関連性に始まり、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制業務を広範囲から体系的に問う試験であり、逆に言えば、本検定に合格するためには、自然にそのスキルを身につけるように作られています。

財務報告実務検定・開示様式理解編は、既に企業の開示関連部門で実務経験のある方のスキルアップ、知識の体系的整理に役立つのはもちろん、人事異動等で開示関連部門に配属されたばかりの方や新入社員の方が開示実務のベースとなる知識を身につけるためにも、有効なツールとなるはずです。また、これまで簿記や公認会計士試験、税理士試験等の試験を受けてきた方が、一般の経理事務にのみ携わってきた方が、転職等により上場企業で開示関係の仕事に就くことを目指す際にも、本検定の成績が一定のスキルレベルを有することを示す証明として、役に立つこととでしょう。

財務報告実務検定・開示様式理解編を通じて上場企業の開示実務担当者のレベルアップが図られ、それによって適切な財務報告がなされることで証券市場の適正化、活性化が実現することを心より願い、巻頭の辞とさせていただきます。

財務報告実務検定・開示様式理解編 試験委員長 古庄修

財務報告実務検定・開示様式理解編について

I 財務報告実務検定・開示様式理解編とは？

上場企業は、投資家に対して経営成績や財政状態をはじめ、投資判断に必要な財務情報等を開示（財務報告）する義務を負っていますが、近年、その義務を果たせない上場企業が後を絶ちません。

なぜ決算を組むことができていないのに、その開示ができないのでしょうか。その一因は、多くの場合、財務報告担当者のスキル不足にあります。サステナビリティ情報の開示、有価証券報告書の総会前開示等々、決算の適正化・早期化の強い要請や開示内容の拡充により企業の財務報告負担がますます重くなっている中、その要請に応えるだけのスキルアップが追いつかない財務報告担当者が少なくないのが実情です。

財務報告は、その性質上、経理部門が相当部分を担うのが通常です。経理部門にとって必須のスキルを言うのと、まず簿記を連想する人が多いと思いますが、適切な財務報告を行うには、それだけでは不十分です。確かに、簿記は決算を組むためには必須のスキルです。しかし、決算の内容を投資家に対して、適切な時期に適切な様式に則り伝えるためには、「開示能力」という全く別のスキルが必要となります。

そして、この開示能力を幅広く問うのが財務報告実務検定・開示様式理解編です。すなわち、財務報告実務検定・開示様式理解編とは、各種開示書類の目的、作成要領、データの関連性だけでなく、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲かつ体系的に問う試験であり、本試験に合格するためには、自然にそれらのスキルが身につくように作られています。

II 検定主催団体について

財務報告実務検定試験は、一般社団法人日本 IPO 実務検定協会により運営されています。日本 IPO 実務検定協会は、上場（IPO=Initial Public Offering）に必要な実務能力を認定する我が国初の試験である IPO 実務検定試験を通じて上場準備を担う人材を育成し、新規上場を促進することを目的に設立された団体です。

日本 IPO 実務検定協会では、このように新規上場を促進する一方で、上場後の決算業務、開示業務をフォローアップするため、各種開示書類の目的、作成要領、データの関連性だけでなく、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲かつ体系的に理解しているかを問う「財務報告実務検定【開示様式理解編】」、連結財務諸表を作成する際に必要となる基礎資料の作成（母体子会社間の取引や債権債務の取捨の作成等）、対象会社の情報収集、海外子会社の財務諸表の換算、取引や債権債務の取捨の作成等）から連結計算表を経て連結財務諸表が作成されるまでのデータの流れや手順、XBRL の実務を含む開示の仕組みといった“連結財務諸表を作成し開示を成し遂げる力”を問う「財務報告実務検定【連結実務演習編】」を開発・運営しています。

III 財務報告実務検定・開示様式理解編を受験するメリット

財務報告実務検定・開示様式理解編の試験範囲となっている項目を学習すれば、決算整理後残高試算表から有価証券報告書等の財務報告までの開示に関する一連の流れがしっかり頭に入ります。

既に企業で財務報告部門で働いている方は、これまで実務で身につけた知識を体系的に整理することができるでしょう。また、財務報告に関与したばかりの方や新入社員の方、これまで簿記や公認会計士試験、税理士試験等の勉強をしてきた方や、一時的に経理事務にのみ携わってきた方は、財務報告実務を担うためのベースとなる知識を身につけることができます。転職等により上場企業で開示関係の仕事に就くことを目指す際にも、財務報告実務検定・開示様式理解編で一定の成績を残していることが、スキルレベルを客観的に示す証明として役に立つことでしょう。

IV 出題にあたっての基本方針

財務報告実務検定・開示様式理解編は、本公式テキストを前提として出題されます。具体的には、財務報告等の開示資料（有価証券報告書、半期報告書、決算短信、四半期決算短信、適時開示、連結計算書類、計算書類等）の様式・記載内容・開示方法が問われることになります。

財務報告実務検定・開示様式理解編では、3月末決算の東証上場会社（スタンダード市場に上場。別記事業ではなく、連結あり、IFRSの任意適用なし）を前提として、毎年10月1日に翌年3月期（以下、「試験対象基準期」）の財務報告に原則適用となる法令等を出題範囲とした問題に更新されます（早期適用については出題範囲外）。また、半期の財務報告についても、試験対象基準期の半期に原則適用となる法令等が出題範囲となります（早期適用については出題範囲外）。

例えば、X1年10月1日からX2年9月30日までの期間に受験する場合、X1年10月1日の翌3月期はX2年3月末を決算日とする事業年度であることから、その事業年度の財務報告に原則適用となる法令等が出題範囲となります（試験対象基準期は「X2年3月期」となります）。半期の財務報告についても、X2年3月末を決算日とする事業年度の半期の財務報告に原則適用される法令等が出題範囲となります。また、X2年10月1日からX3年9月30日までの期間に受験する場合、X2年10月1日の翌3月期はX3年3月末を決算日とする事業年度であることから、その事業年度の財務報告に原則適用となる法令等が出題範囲となります（試験対象基準期は「X3年3月期」となります）。半期の財務報告についても、X3年3月末を決算日とする事業年度の半期の財務報告に原則適用される法令等が出題範囲となります。

以上をまとめると、下表のとおりです。

試験対象基準期	受験可能日	試験対象法令等
2027年3月期	2026年10月1日から 2027年9月30日まで	3月末決算の東証上場会社を前提として、2027年3月末を決算日とする事業年度において原則適用となる法令等（半期の試験対象基準期も同様）
2028年3月期	2027年10月1日から 2028年9月30日まで	3月末決算の東証上場会社を前提として、2028年3月末を決算日とする事業年度において原則適用となる法令等（半期の試験対象基準期も同様）

今後、法令等の改正があった場合には、その都度、原則適用の施行期日より試験問題及びテキスト類がアップデートされます。

なお、IFRSへの対応については、本検定で原則適用の基準等を出題するというスタンスを維持しつつも、IFRSの任意適用の状況を勘案したうえで、IFRSの適用方針を明確化する予定です（詳細は本検定公式ホームページにて、今後随時的な更新をもってご報告いたします）。

V 出題範囲及び主な出題内容

試験においては、大部分の問題が本公式テキストより出題されます。ただし、財務報告実務検定・開示様式理解編の編集委員会が実務上重要な判断した事項については、本公式テキストにおいて言及がなくても出題される場合があります。たとえば、会計基準等に関しては、開示資料の作成に必要な範囲で出題されることがあります。また、計算問題を含む総合問題も出題されますので、公式問題集、計算問題対策問題集で対策をしてください。詳しい出題範囲の一覧は以下のとおりです。

（出題範囲）

試験科目	項目	主な出題内容
財務報告概論	ディスクロージャーの目的・分類・効果	総論、ディスクロージャーの分類、財務報告の範囲と開示プロセス、会計制度改革とディスクロージャー制度、投資家との建設的な対話とコーポレート・ガバナンス、サステナビリティ情報開示に関する最近の動向
	ディスクロージャーの体制と年間スケジュール	総論、年間スケジュール、本決算スケジュール、有価証券報告書の総会前開示
	財務報告基礎データの収集	決算・財務報告業務開始前に確認しておくべきデータ、データ収集のツールとしての連結パッケージ、有価証券報告書の各開示項目に必要なデータの概要、財務報告基礎データの収集体制の整備、他社事例の収集等

財務報告概論	財務報告に係る内部統制	総論、財務報告に係る内部統制の評価・報告の流れ、決算・財務報告プロセス等に係る内部統制構築上の留意点
	金融商品取引法	総論、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、内部統制報告書、その他の開示書類、電子開示実務
	適時開示	総論、決算短信、四半期決算短信、決定事実・発生事実、不適正な適時開示に対する措置
	会社法	各事業年度において作成が必要となる財務情報等、会社の計算等に関する会社役員 の責任
	その他	その他の提出書類等、IR と任意開示
財務報告各論 (金融商品取引 法)	有価証券報告書	開示府令・財規・連結財規における規定内容、各数値の計算方法・整合性、表示に 関する計算問題
	半期報告書	開示府令・財規・連結財規における規定内容、有価証券報告書との相違、各数値の 計算方法・整合性、表示に関する計算問題
	内部統制報告書	内部統制府令の規定内容、財務報告に係る内部統制基準・実施基準等の規定内容
財務報告各論 (適時開示)	決算短信	取引所規則における規定内容、有価証券報告書との相違、各数値の計算方法・整合 性、表示に関する計算問題
	四半期決算短信	取引所規則における規定内容、半期報告書との相違、各数値の計算方法・整合性、 表示に関する計算問題
	その他の適時開示等	決定事実・発生事実・コーポレート・ガバナンス報告書に関する取引所規則におけ る規定内容
財務報告各論 (会社法)	招集通知	会社法、会社法施行規則の規定内容
	事業報告	会社法、会社法施行規則、会社計算規則の規定内容、有価証券報告書との相違
	連結計算書類	会社法、会社計算規則の規定内容、有価証券報告書との相違、各数値の計算方法・ 整合性、表示に関する計算問題
	計算書類等	会社法、会社計算規則の規定内容、有価証券報告書との相違、各数値の計算方法・ 整合性、表示に関する計算問題

VI 受験要項の概要

受験資格	なし
問題数	選択式 10 問、計算式理解編 1 問、開示様式理解編 1 問、計算問題を 含む小問 2 ～ 3 問より構成
試験時間	120 分
合格ライン (1,000 点満点中)	財務報告実務検定・開示様式理解編 Advanced……800 点以上
	財務報告実務検定・開示様式理解編 Standard……600 点以上 799 点以下
	財務報告実務検定・開示様式理解編 Basic……400 点以上 599 点以下
受験料	13,200 円（税込）※財務報告実務検定会員は 11,000 円（税込）

財務報告実務検定会員について

財務報告実務検定・開示様式理解編に合格すると（Basic、Standard、Advanced の種別は問いません）、「財務報告実務検定実務検定会員」になることができます（年会費は 13,200 円〈税込〉）。

財務報告実務検定会員には、最新のディスクロージャー実務情報やサステナビリティ関連情報のほか、ディスクロージャー関連の法令、会計基準、IFRS 等の最新情報、改正情報等の効率的な習得や財務報告実務検定・開示様式理解編からなる得点アップに役立つ会員限定の継続研修を受講できるほか、合格した試験の種類に応じて資格が付与されるとともに、資格証に相当する会員証が発行されます。会員は下記の資格を名乗る（名刺や履歴書に記載することを含みます）ことができます。

詳細は本検定公式ホームページの会員限定コーナーをご覧ください。

<会員に付与される資格について>

合格した試験		会員登録後に付与される資格	英語名称	ロゴ
財務報告実務検定 【開示様式理解編】	Basic	ディスクロージャー・アド ミニストレーター	Certified Disclosure Administrator	
	Standard	ディスクロージャー・プロ フェッショナル	Certified Disclosure Professional	
	Advanced	上級ディスクロージャー・ プロフェッショナル	Certified Advanced Disclosure Professional	

VII 受験要項の詳細

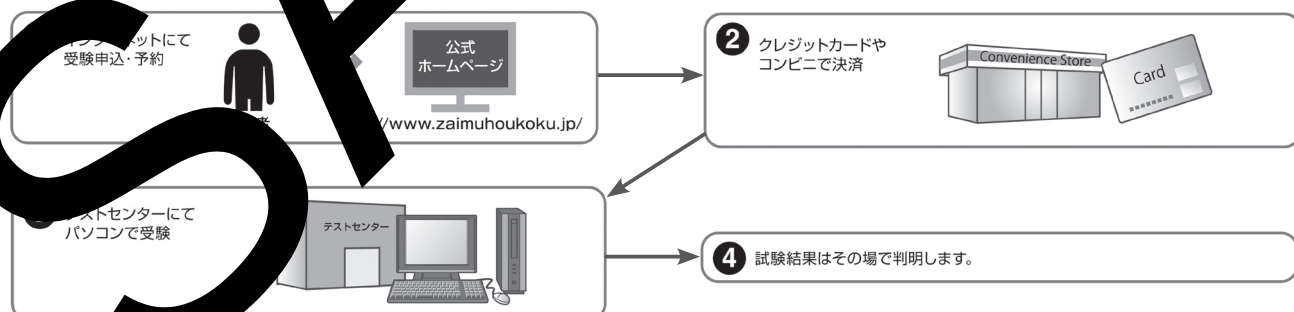
i 試験方式

CBT（Computer Based Testing）方式、つまりコンピュータを利用した試験です。

* CBT（Computer Based Testing）方式とは？

CBT方式とは、コンピュータ画面上に表示されたテスト問題にマウスやキーボードを使って解答する試験方式です。決められた場所や日時に受験することが求められる会場の一斉テストと違い、CBTは試験会場が全国各地にあり、また、試験の日時も受験者が自由に選べるため、忙しい社会人にも受験しやすいのが特徴です。

CBT試験は、指定の各試験会場（自宅等）において受験することはできません）において厳格な監督下（免許証等による本人確認、ビデオカメラによるカンニング防止等）で行われるため、TOEFL®試験や証券外務員試験、海外では、米国家試験（米国）、公認会計士試験、運転免許試験（英国）など公的要素の強い試験にも採用されています。また、同一人物が複数回受験した場合であっても、受験の度に試験問題がシャッフルされるため、前回の受験時と試験問題が同じになることはありません。



ii 受験会場、試験実施日時及び申込期間

受験する方の都合に応じて、受験する会場（全国の主要都市をおおむねカバーしています）や日時を自由に選択できます。詳細は本検定公式ホームページ（下記 URL）でご確認ください。なお、受験のお申込みは、受験日の3日前まで可能です。また、申込月の翌月より3ヵ月先まで受験予約が可能です。

URL ⇒ <https://www.zaimuhoukoku.jp/>

iii 受験料

- * 13,200 円（税込）
- * 財務報告実務検定会員は 11,000 円（税込）

iv 受験申込先

本検定公式ホームページ（上記 URL）の「受験のお申し込み」ボタンをクリックし、案内に従って申し込みください（試験運用委託会社のホームページにリンクしています）。

v 受験資格

特にありませんが、日商簿記3級以上の知識があることが望ましいです。

vi 問題数

選択式問題 100 問および総合問題 3 問

- * 総合問題は、計算問題を含む小問 2～3 問で構成されます。
- * 試験科目別の出題割合は右記のとおりです。

〈出題割合〉

財務報告概論		10～20%
財務報告各論	金融商品取引法	5～20%
	適時開示	5～20%
	会社法	10～20%

vii 計算機

受験者は電卓を試験会場にお持ち込みいただき、計算問題でご使用になれます。ただし、スマートフォンやタブレット等の電卓アプリの使用は禁止されておりますので、ご注意ください（一般的な電卓専用機であれば問題ございません）。試験会場では電卓の貸し出しは行っておりませんが、万が一電卓をお忘れになっても、試験画面上に表示される PC 電卓はご利用いただけます。

試験時間

120 分

Ⅶ 合格によって認定される能力

点数のレンジ	合格レベル	会員登録後に付与される資格	スキルレベル
1,000～800 点	財務報告実務検定 【開示様式理解編】 Advanced	上級ディスクロージャー・プロフェッショナル	財務報告書類の作成・開示を指揮する能力を備えている 金融商品取引法・会社法・適時開示にまたがる各財務報告書類間の整合性や決算・財務報告プロセスの全体像を把握し、連結グループ各社、社内各部門及び監査法人・印刷会社・株主名簿管理人等の意見を調整しながら、財務報告書類の作成・開示をディレクションすることができる。
799～600 点	財務報告実務検定 【開示様式理解編】 Standard	ディスクロージャー・プロフェッショナル	開示実務担当者としての能力を備えている 企業の業績数値や経営指標を用いて業績動向の可視化を作成することができるとともに、(連結)財務諸表の作成過程において子会社・関連会社や社内の他部門と協働作業ができる。また、開示実務担当者として、(連結)財務諸表の表示及び注記に関する各種規定を熟知し、財務書類のドラフティングを担う。
599～400 点	財務報告実務検定 【開示様式理解編】 Basic	ディスクロージャー・アドミニストレーター	開示実務の補助者としての能力を備えている 開示実務補助者として、財務報告書類のうち平易な開示項目について、資料をもとに作成することができる。
399 点以下	— (称号なし)	— (会員登録不可)	開示実務に求められる最低限のスキルレベルと評価されていないと考えられる。

Ⅷ 試験結果の発表について

試験結果は試験直後に判明します。

また、後日、メールにて試験結果を再度お知らせするとともに、希望者には合格証明書を PDF にてメール、または郵送いたします。さらに、ご希望者は採点結果（正答率および全試験問題別の正否）を集計したスコアレポートを試験会場で印刷し、持ち帰ることができます。スコアレポートには総合得点、合格レベル、科目ごとのスコア、問題ごとの正解または不正解が表示されます。

なお、C B T 試験の性質上、スコアレポートに問題そのものは表示されない点にはご注意ください。

※スコアレポートに掲載されない事項以外のお問い合わせ（問題文の内容や正答、解法等のお問い合わせ）には対応しておりません。

財務報告実務検定一員にご登録いただいた場合、資格認定証（カード）を後日、発行・郵送いたします。

ご注意ください！

受験要項については、適宜見直される可能性があります。受験要項の最新版については、本検定公式ホームページにてご確認ください。

URL ⇒ <https://www.zaimuhoukoku.jp/>

E-mail ⇒ info@zaimuhoukoku.jp

「財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキスト」の利用方法と留意事項について

I 本書の利用方法

本書は、「財務報告概論」及び「財務報告各論」が収録された「解説編」と、「ひな型&チェックリスト編」の2分冊となっています。「解説編」では、まず「財務報告概論」にて、各財務報告の種類や法的位置づけ、スケジュール等財務報告実務の枠組み、全体像をしっかりと把握します。その後、「財務報告各論」にて、各財務報告における具体的な様式・記載上の注意点等を学習します。学習にあたっては、適宜「ひな型&チェックリスト編」を参照してください。その際、各財務報告間又は同一財務報告内における各項目間の記載内容・数値の関連性を意識することが重要となります。また、各開示書類において同様又は類似の開示内容となっている項目間の関連性については、〈xix〉ページ以下の〈開示書類間の関連性〉において確認することがあります。

なお、「財務報告各論」は、学習効率を最大限に高めるため、「有価証券報告書」を中心に据えられています。それ以外の「半期報告書」「決算短信」「計算書類」などは、「有価証券報告書」との差異を中心に学習するようになっていきます。

なお、「**上級** advanced」というマークの入っている項目には、内部統制に関する事項など高度な判断が必要となる開示項目や作成が難しい財務諸表注記事項等が含まれます。初学者の方は、このマークのある項目を飛ばして学習してください。高得点を狙う方は、これらの項目も十分に学習してください。

なお、財務報告実務検定・開示様式理解編では計算問題を含む総合問題も出題されます。この問題については、公式問題集、計算問題対策問題集を用いた学習や対策が効果的です。

II 公式テキストの各論の構成について

「解説編」の各論

〔開示項目の整理〕

各開示項目は上位概念をつけて整理しています。また、編－章－開示項目の順で通し番号が振られており、参考の図表の際にはこの通し番号ですべて検索できるようになっています。

2-1-2	第1 企業の概況
2 主要な経営指	

〔位置づけ〕

各開示項目ごとに開示の目的や位置づけを示しています。

位置づけ 連結、単体に関する投資判断に資する数値指標
イト情報」と呼ばれる。

〔参照〕

ひな型&チェックリスト編の参照先を通し番号で示しています。通し番号はひな型&チェックリスト編の左右上部に付与されています。

参 照 ひな型編〔上3〕

〔解説〕

各開示項目について、開示の根拠となる規則を中心に解説して、必要に応じて各種コラムを参考にしてください。

解 説

1 記載の順序

連結財務諸表を作成している企業にあっては、連結経営
社の経営指標の順に記載する。

「コラム」各種

〔実務担当者の準備作業〕

書類を実際に作成するシーンで、あらかじめ準備しておくべき事柄を整理しています。主に現場の担当者にとって重要になります。

実務担当者の準備作業

ハイライト情報への転記に備えて、各財務数値を一表に確認しやすいと考えられる。ただし、確定したと思われる中間的な資料を作成した場合には、書き替えの手間と修

〔総会前開示の際の留意点〕

有価証券報告書を株主総会開催日より前に開示する上場会社が留意すべき点を明らかにしています。主に現場の担当者にとって重要になります。

総会前開示の際の留意点

「主要な経営指標等の推移」には、最近5事業年度にわたる推移を示す必要があるため、当事業年度に係る配当金も確定している場合の旨を注記する。

〔内部統制上の重要ポイント〕

決算・財務報告プロセスに係る内部統制構築の際のポイントを明らかにしています。主に管理責任者にとって重要になります。

内部統制上の重要ポイント

- ① 前期の有価証券報告書のデータを一期分ずらして記入する者以外の方がチェックできるようにしなければならない（注記）
- ② ハイライト情報に記載されている株価収益率（PER）は、最近5事業年度の平均値とする。

〔ワンポイント・レッスン〕

実務に役立つ豆知識や、実務上の動向を紹介しています。

ワンポイント・レッスン

特定子会社は、次に掲げる特定関係のいずれか一以上を有する子会社である。当該子会社の最近事業年度に対応する期間にお

〔投資家の視線〕

投資家サイドから見た当該情報の位置付けや、投資判断のツールとしての機能を解説しています。ある財務事項について、なぜそれが重要とされているかを理解することが有益です。

投資家の視線

1株当たり当期純利益は、EPS（Earnings Per Share）と呼ばれる指標の一つである。株価＝今期予想PER（PriceEarning

「資料」各種

以下の各項目は「資料」欄で参考にしてください。

〔関連条文等〕

各開示項目について、開示の根拠となる法令や会計基準等を示しています。

資 料

〔関連条文等〕

- ・ 開示府令第三号様式（記載上の注意）(5)、同第二号

〔必要となる資料・データ〕

各開示項目を作成する際に、一般的に必要となる資料やデータを例示しています。

〔必要となる資料・データ〕

- ・ 各種財務資料との整合性を確認可能な一覧表
- ・ 決算日における株価

〔リファレンス〕

各開示項目は他の開示資料との整合性（記述内容、金額等）を確認する際に留意すべき点を示しています。本書中の参照先は〔n－n－n〕と明示しています。

〔リファレンス〕

- ・ 連結財務諸表〔2－1－24～2－1－28〕
- ・ 連結財務諸表注記（1株当たり情報）〔2－1－50〕
- ・ 財務諸表〔2－1－57～2－1－59〕

「ひな型&チェックリスト編」

〔ひな型〕

宝印刷株式会社の記載例をベースとし、具体的な記述・数値を用いた財務報告書類のひな型を掲載しています。「解説編」の本文と交互に参照できるように、「ひな型&チェックリスト編」の各ページの左右上部に、解説編における通し番号（リファレンス）が振られておりますので、ご活用ください。

〔チェックリスト〕

財務報告に係る内部統制報告制度への対応の観点から、当該開示項目に関して留意すべきチェックポイントをリスト化しています。

〔チェックリスト〕

（作成プロセスの文書化）

本項目の作成プロセスは文書化されるとともに、計算、承認権限者による承認がチェックリスト等により漏れなく行われ、かつ、適切に運用されていることが確認できる。

Ⅲ 本書を利用する際の留意事項

i 本書の基準時点と構成について

本書は、2027年3月期を試験対象基準期とする財務報告実務検定試験・開示様式理解編に対応しております。すなわち、本書は、2027年3月末決算の財務報告において原則適用となる法令等に準拠しています（中期適用は考慮していません）。また、半期の財務報告については2027年3月期を決算日とする事業年度の半期の財務報告において原則適用される規定に準拠しています（中期適用は考慮していません）。なお、学習の便宜の観点から、出版時点で公表済みの改正省令等については、必要に応じ改正情報を記載しております。

「ひな型&チェックリスト編」のひな型は、あくまで財務報告実務検定・開示様式理解編の学習の便宜の観点から記載事例のイメージをつかむために作成されたものであり、内容の細部を省略したり項目間を詰めて表示したりしている箇所がある点に留意してください。また、「ひな型&チェックリスト編」のIVに収録してある参考資料は、財検電機株式会社という架空の会社における財務報告例を想定して作成されたものです。社名・住所等は架空のものであり、実在する会社とは何ら関係がありません。

「ひな型&チェックリスト編」のIのひな型が財検電機株式会社における記載事例となります（四半期決算短信は第2四半期を前提としています）。また、「ひな型&チェックリスト編」のIVに収録してある参考資料は、財検電機株式会社における記載事例と併せて、学習の便宜の観点から、記載例のサンプルを収録したものです。

ii 本書の執筆方針について

財務報告実務検定・開示様式理解編は、財務報告書類の標準的なフォームをしっかりと理解することにより、財務報告スキルの向上を図ることを目的としています。したがって、本書は以下のような方針に基づき執筆しております。

上場している一般事業会社（3月末決算／製造業）を前提としています。

上場とは、東京証券取引所スタンダード市場への株式上場を想定しており、いわゆるプロ向け市場は対象外です。また、会社については下記の条件を前提としています。

・別記事業に該当しない

・連結あり（ただし、開示対象特別目的会社はなし）

・会計基準の表示の早期適用や IFRS の任意適用をしていない

* 注記については、できるだけ一般的な事項を扱うように配慮しています。そのため、重要性の低い注記については、学習の必要性の観点から、あえて取り上げていないものもあります。

* 財務報告実務検定・開示様式理解編は、開示の要件の理解に重きを置いていることから、会計基準等開示資料の元データの作成に必要な知識に関しては、開示資料の作成に必要な範囲の言及にとどめています。

* 「解説編」の各論は、重要性に応じて開示書類を取捨選択しており、すべての開示書類を網羅しているわけではありません。

- * 「ひな型&チェックリスト編」のひな型は、学習の便宜上、適宜加工・省略している箇所も含まれております。そのため、実際の開示実務とは異なる可能性がある点ご注意ください。また、リファレンスは解説編における通し番号となっていることから、「ひな型&チェックリスト編」では番号が不連続となっているページがあります。
- * 注記の記載順序については、財務諸表等規則などの規則における条文順とすることも考えられますが、本公式テキストでは宝印刷株式会社の記載例に概ね準拠しています。

IV 2027年3月期（2026年8月1日版）基準の主な更新点

2027年3月期基準（2026年8月1日版）の主な更新点は次のとおりです（詳細は本検定公式ホームページをご覧ください）。

- ・2025年7月に公表された「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理」において、2027年3月期から、時価総額が一定規模以上の東京証券取引所プライム市場上場会社に対し、段階的にサステナビリティ開示基準の適用が義務付けられる方針が示されたことを受け、必要な制度整備を行うためになされた「企業内容等の開示に関する開示府令（以下「開示府令」）」及び「企業内容等の開示に関する留意事項」の改正を反映
- ・2026年6月に公表された「経済財政運営と改革の基本方針 2025」、新しい資本主義推進ロードデザイン及び実行計画 2025改訂版」、「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム 2025」において提言されている人的資本に関する開示の拡充のために実施された開示府令の改正を反映
- ・会社の開示負担を軽減し、株主総会前の有価証券報告書の提出を促進する観点から改正された開示府令を反映

財務報告実務検定・開示様式理解編 試験に関するお知らせ

財務報告実務検定事務局（一般財団法人日本 IPO 実務検定協会内）

担当者 事務局長 原田

住 所 東京都豊島区高田三丁目 28番1号

Tel 03-5961-7688 Fax 03-5961-3667

URL <https://www.zaimuhoukoku.jp/> mail info@zaimuhoukoku.jp

目次

はじめに	i
財務報告実務検定・開示様式理解編について	ii
「財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキスト」の利用方法と留意事項について	viii
お問合せ先	xi
凡例	xvi
〈開示書類間の関連性〉	xvii

第1編 財務報告概論

第1章 ディスクロージャーの目的・分類・効果	21
第1節 総論	4
第2節 ディスクロージャーの分類	7
第3節 財務報告の範囲と開示プロセス	9
第4節 会計制度改革とディスクロージャー制度	11
第5節 投資家との建設的な対話とコーポレート・ガバナンス	13
第6節 サステナビリティ情報開示に関する最近の動向	18
第2章 ディスクロージャーの体制と年間スケジュール	21
第1節 総論	22
第2節 年間スケジュール	23
第3節 本決算スケジュール	25
第3章 財務報告基礎データの収集	33
第1節 決算・財務報告業務開始前に確認しておくべきデータ	34
第2節 データ収集のツールとしての連結パッケージ	37
第3節 有価証券報告書の各項目に必要なデータの概要	40
第4節 財務報告基礎データの収集の整備	41
第5節 他社事例の収集等	44
第6節 記述情報の開示の好事例集の活用	44
第4章 財務報告に係る内部統制	49
第1節 総論	50
第2節 財務報告に係る内部統制の計画と報告の流れ	52
第3節 決算・財務報告プロセス等に係る内部統制構築上の留意点	62
第5章 金融商品取引	71
第1節 総論	72
第2節 有価証券報告書	76
第3節 有価証券報告書	79
第4節 半期報告書	82
第5節 内部統制報告書	83
第6節 開示書類	84
第7節 電子開示実務	89
第6章 適時開示	93
第1節 総論	94
第2節 決算短信	96
第3節 四半期決算短信	98

第4節 決定事実・発生事実	100
第5節 不適正な適時開示に対する措置	103

第7章 会社法…………… 107

第1節 各事業年度において作成が必要となる財務情報等	108
第2節 会社の計算等に関する会社役員等の責任	112

第8章 その他…………… 113

第1節 その他の提出書類等	114
第2節 IRと任意開示	118

第2編 財務報告各論—金融商品取引法

第1章 有価証券報告書…………… 125

表紙	126
----	-----

第一部 企業情報

第1 企業の概況

主要な経営指標等の推移 2-1-2	127
沿革 2-1-3	130
事業の内容 2-1-4	131
関係会社の状況 2-1-5	133

第2 事業の状況

経営方針、経営環境及び 対処すべき課題等 2-1-6	135
サステナビリティに関する考え方及び目標 2-1-7	139
事業等のリスク 2-1-8	151
経営者による財政状態、経営成績及び キャッシュ・フロー状況の分析 2-1-9	153
重要な契約等 2-1-10	159
研究開発活動 2-1-11	161

第3 設備の状況

設備等の概要 2-1-12	162
主要な設備の状況 2-1-13	163
設備の新設、除却等の計画 2-1-14	165

第4 関係会社の状況

関係会社の状況 2-1-15	166
自己株式の取得等の状況 2-1-16	173
配当政策 2-1-17	175
コーポレート・ガバナンスの状況等 2-1-18	176
従業員の状況等 2-1-19	187

第5 経理の状況 連結財務諸表等

経理の状況 冒頭 2-1-20	190
連結貸借対照表 2-1-21	192
連結損益計算書 2-1-22	203
連結包括利益計算書 2-1-23	210

連結株主資本等変動計算書 2-1-24	212
連結キャッシュ・フロー計算書 2-1-25	214
連結企業価値に関する事項 2-1-26	218
連結財務諸表作成のための 基本となる重要な事項 2-1-27	221
重要な会計上の見積りに関する注記	227
会計上の変更・誤謬の訂正 2-1-28	229
未適用の会計基準に関する注記	236
追加開示 237	
注記事項～連結貸借対照表関係 2-1-29	239
注記事項～連結損益計算書関係 2-1-30	242
注記事項～連結包括利益計算書関係 2-1-31	245
注記事項～連結株主資本等変動計算書関係 2-1-32	247
注記事項～連結キャッシュ・フロー 計算書関係 2-1-33	250
注記事項～リース取引関係 2-1-34	252
注記事項～金融商品関係 2-1-35	254
注記事項～有価証券関係 2-1-36	260
注記事項～デリバティブ取引関係 2-1-37	263
注記事項～退職給付関係 2-1-38	265
注記事項～ストック・オプション等関係 2-1-39	268
注記事項～税効果会計関係 2-1-40	271
注記事項～企業結合等関係	273
注記事項～資産除去債務関係 2-1-41	275
注記事項～賃貸等不動産関係	276
注記事項～公共施設等運営事業関係	279
注記事項～収益認識関係 2-1-42	281
注記事項～棚卸資産関係	285
注記事項～セグメント情報等 2-1-43	286
注記事項～関連当事者情報 2-1-44	291
注記事項～1株当たり情報 2-1-45	296
注記事項～重要な後発事象 2-1-46	300

連結附属明細表～社債明細表 2-1-47	303
連結附属明細表～借入金等明細表 2-1-48	305
連結附属明細表～資産除去債務明細表 2-1-49	307
その他 2-1-50	308

第5 経理の状況 財務諸表等

単体開示の簡素化	310
貸借対照表 2-1-51	313
損益計算書 2-1-52	321
株主資本等変動計算書 2-1-53	326
重要な会計方針、会計方針の変更等 及び追加情報 2-1-54	328
財務諸表注記事項の取扱い	330
注記事項～貸借対照表関係 2-1-55	332

注記事項～損益計算書関係 2-1-56	334
注記事項～有価証券関係 2-1-57	336
注記事項～収益認識関係	337
注記事項～有形固定資産等明細表 2-1-58	341
附属明細表～引当金明細表 2-1-59	343
主な資産及び負債の内容 2-1-60	344
その他 2-1-61	345

第6 提出会社の株式事務の概要

提出会社の株式事務の概要 2-1-62	346
---------------------	-----

第7 提出会社の参考情報

提出会社の参考情報 2-1-63	347
------------------	-----

第二部 提出会社の保証会社等の情報

提出会社の保証会社等の情報 2-1-64	348
----------------------	-----

その他

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査 報告書 2-1-65	349
特例財務諸表提出会社の特例 2-1-66	357

第2章 半期報告書..... 359

表紙 2-2-1	360
----------	-----

第1 企業の概況 主要な経営指標等の推移

主要な経営指標等の推移 2-2-2	361
事業の内容 2-2-3	363

第2 事業の状況

事業等のリスクその他 2-2-4	364
------------------	-----

第3 提出会社の株式

株式等の状況その他 2-2-5	365
-----------------	-----

第4 経理の状況

概況 冒頭 2-2-6	369
-------------	-----

第4 経理の状況 中間連結財務諸表

中間連結貸借対照表 2-2-7	370
中間連結損益計算書 2-2-8	374
中間連結包括利益計算書 2-2-9	376
中間連結キャッシュ・フロー計算書 2-2-10	377
継続企業の前提に関する事項 2-2-11	378
連結の範囲又は会計方法適用の範囲の変更・ 会計の方針の変更等	380

中間連結財務諸表の作成にあたり 適用した主要な会計処理	383
提出会社等の財政状態等に関する事項で、 当該企業集団の財政状態等の判断に影響を 与えると認められる重要なもの	384
追加情報	385

注記事項～中間連結貸借対照表関係 2-2-12	386
注記事項～中間連結損益計算書関係 2-2-13	387
注記事項～中間連結キャッシュ・フロー 計算書関係 2-2-14	388
注記事項～株主資本等関係 2-2-15	389
注記事項～セグメント情報 2-2-16	390
注記事項～金融商品関係 2-2-17	392
注記事項～有価証券関係 2-2-18	394
注記事項～デリバティブ取引関係 2-2-19	395
注記事項～企業結合等関係	396
注記事項～収益認識関係 2-2-20	397
注記事項～1株当たり情報 2-2-21	398
注記事項～重要な後発事象 2-2-22	400
その他 2-2-23	401

第二部 提出会社の保証会社等の情報

第4 経理の状況

提出会社の保証会社等の情報 2-2-24	402
----------------------	-----

その他

独立監査人の期中レビュー報告書 2-2-25	403
------------------------	-----

第3章 内部統制報告書..... 407

- 内部統制報告書 2-3-1 408
内部統制監査報告書 2-1-65 411

第3編 財務報告各論—適時開示

第1章 決算短信..... 415

- サマリー情報
サマリー情報 3-1-1 416

添付資料（必須）

- 経営成績等の概況 3-1-2 429
継続企業の前提に関する重要事象等 432
会計基準の選択に関する
基本的な考え方 3-1-3 433
連結財務諸表及び主な注記 3-1-4 434

第2章 四半期決算短信..... 435

- サマリー情報
サマリー情報 3-2-1 436

添付資料（必須）

- 取引所が記載を要請している事項 3-2-2

第3章 その他適時開示等..... 441

- 決定事実と発生事実の開示 444
決算連結に関する開示 447
コーポレート・ガバナンスに関する開示

第4編 財務報告各論—会社法

第1章 招集通知..... 499

- 招集通知 4-1-1 470

第2章 事業報告..... 475

- 株式会社の現況に関する事項 4-2-1 482
株式会社の株式に関する事項 4-2-2 482
株式会社の新株予約権等に関する事項 4-2-3 483
株式会社の会社役員に関する事項 4-2-4 486
会計監査人の状況 4-2-5 493
会社の体制及び方針 4-2-6 494
特定完全子会社 4-2-7 490
親会社等との取引 4-2-8 491
事業報告の附属明細書 4-2-9 500

第3章 連結計算書類..... 503

- 連結貸借対照表 4-3-1 504
連結損益計算書 4-3-2 506
連結株主資本等変動計算書 4-3-3 508
連結注記表 4-3-4 509

第4章 計算書類等..... 515

- 貸借対照表 4-4-1 516
損益計算書 4-4-2 517
株主資本等変動計算書 4-4-3 518
個別貸借対照表 4-4-4 519
計算書類の附属明細書
有形固定資産及び無形固定資産の明細 4-4-5 527
計算書類の附属明細書
引当金の明細 4-4-6 529
計算書類の附属明細書
販売費及び一般管理費の明細 4-4-7 530
会計監査人の監査報告書 4-4-8 531
監査役(会)の監査報告書 4-4-9 533

凡 例

〔金融商品取引法関連〕

本書における略称	正式名称
金商法	金融商品取引法
施行令	金融商品取引法施行令
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令
開示ガイドライン	企業内容等の開示に関する留意事項について
財規	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
財規ガイドライン	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について
連結財規	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
連結財規ガイドライン	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について
監査証明府令	財務諸表等の監査証明に関する内閣府令
監査証明ガイドライン	「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について
内部統制府令	財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令
内部統制府令ガイドライン	「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について
内部統制基準	財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準
内部統制実施基準	財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準
EDINET	Electronic Disclosure for Investors' Network：金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム

〔会社法関連〕

会規	会社法施行規則
計規	会社法施行規則

〔金融商品取引所関連〕

上規	東京証券取引所 有価証券上場規程
上施規	東京証券取引所 有価証券上場規程施行規則
TDnet	Timely Disclosure Network：適時開示情報伝達システム

〔その他〕

FA	Financial Accounting Standards Foundation ：公益財団法人 財務会計基準機構
IAS	International Accounting Standards：国際会計基準
IFRS	International Financial Reporting Standards：国際財務報告基準
XBRL	eXtensible Business Reporting Language ：財務報告用に標準化された XML ベースの言語

〈開示書類間の関連性〉

※網掛け部分は、セグメント情報に関連付けて記載が求められる箇所。

決算短信	有価証券報告書	事業報告等
I サマリー情報 I 1 連結業績 I 1 (1) 連結経営成績 I 1 (2) 連結財政状態 I 1 (3) 連結キャッシュ・フローの状況 I 2 配当の状況 I 4 (3) 発行済株式数（普通株式） (参考) 個別業績の概要 I 1 個別業績 I 1 (1) 個別経営成績 I 1 (2) 個別財政状態	第一部 【企業情報】 第1 【企業の概況】 1 【主要な経営指標等の推移】	I 会社の現況に関する事項 I 9 直前三事業年度の財産及び損益の状況
	2 【沿革】 3 【事業の内容】 4 【関係会社の状況】	I 11 主要な事業内容 I 10 重要な親会社及び子会社の状況 I 8 対処すべき課題
II 添付資料 II 1 (4) 今後の見通し	第2 【事業の状況】 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 3 【事業等のリスク】 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	I 1 事業の経過及びその成果 I 3 資金調達の状況 I 4 主要な借入先 I 5 その他株式会社の概況に関する重要な事項
II 添付資料 II 1 経営成績等の概況 II 1 (1) 当期の経営成績の概況 II 1 (2) 当期の財政状態の概況 II 1 (3) 当期のキャッシュフローの概況 (c) 継続企業の前提に関する重要事象等	5 【重要な契約等】 6 【研究開発活動】 第3 【設備の状況】 1 【設備投資等の概要】 2 【主要な設備の状況】 3 【固定資産の除却等の計画】	4 事業の吸収分割又は新設分割の状況 5 他の会社との譲受けの状況 6 吸収合併又は吸収分割の法人格承継の状況 7 他の会社の株式その他の有価証券の取得又は処分状況
	第4 【提出書類】 1 【株式の状況】 (1) 【株式の総数等】 (2) 【新株予約権等の行使状況等】 (3) 【行使価額照会交付新株予約権証券等の行使状況等】 (4) 【発行済株式総数、資本の増減の推移】 (5) 【所有者別状況】 【大株主の状況】 (6) 【役員等の状況】 (8) 【役員報酬・取締役報酬等の保有状況】 2 【株式の取得等】 3 【株主総会】 4 【取締役・ガバナンスの状況等】 (1) 【取締役・ガバナンスの概要】 (2) 【役員報酬】 (3) 【監査の状況】 (4) 【監査役等の報酬等】 (5) 【監査役等の保有状況】	I 2 設備投資の状況 I 12 主要な営業所及び工場 II 会社の株式に関する事項 II 1 大株主 II 2 その他株式に関する重要な事項 II 2 その他株式に関する重要な事項 VI 3 剰余金の配当等の決定に関する方針 IV 会社役員に関する事項 IV 1 取締役及び監査役の氏名等 IV 1 (4) 監査役又は監査委員が職務及び会計に関する相当程度の知識を有している場合は、その事実 IV 1 (5) 辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項 IV 2 取締役及び監査役の報酬等の額 IV 2 社外役員に関する事項 V 会計監査人の状況 VI 会社の体制及び方針 I 13 使用人の状況
I 4 (3) 発行済株式数（普通株式）		

Ⅱ 3 連結財務諸表	第5 【経理の状況】 1 【連結財務諸表等】 (1) 【連結財務諸表】 ① 【連結貸借対照表】 ② 【連結損益及び包括利益計算書】又は【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 ③ 【連結株主資本等変動計算書】 ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】	連結計算書類 連 1 連結貸借対照表 連 2 連結損益計算書 連 3 連結株主資本等変動計算書
Ⅱ 3 (1) 連結貸借対照表 Ⅱ 3 (2) 連結損益及び包括利益計算書又は連結損益計算書及び連結包括利益計算書 Ⅱ 3 (3) 連結株主資本等変動計算書 Ⅱ 3 (4) 連結キャッシュ・フロー計算書 Ⅱ 3 (5) 連結財務諸表に関する注記事項 Ⅱ 3 (5) 継続企業の前提に関する注記	【注記事項】 (継続企業の前提に関する事項) (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 1. 連結の範囲に関する事項 2. 持分法の適用に関する事項 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 4. 会計方針に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 ② 棚卸資産 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 (3) 重要な引当金の計上基準 (4) 重要な収益及び費用の計上基準 (5) 重要なヘッジ会計の方法 (6) のれんの償却方法及び償却期間 (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 5. 連結子会社の資産・負債の評価に関する事項 6. その他連結財務諸表作成のための重要な事項 (重要な会計上の見積り) (会計方針の変更) (連結の範囲の変更) (重要な会計基準等の変更) (重要な見積りの変更) (連結の範囲の変更) (連結貸借対照表関係) (連結損益計算書関係) (連結包括利益計算書関係) (連結株主資本等変動計算書関係) (連結キャッシュ・フロー計算書関係) (リース取引関係) (金融商品関係) (有価証券関係) (デリバティブ関係) (退職給付関係) (ストック・オプション関係) (繰上償還関係) (企業結合関係) (資産・負債関係) (賃貸等不動産関係) (共同施設等運営事業関係) (収益認識関係) (棚卸資産関係) (セグメント情報等) 【関連当事者情報】 (開示対象特別目的会社関係) (1株当たり情報) (重要な後発事象) ⑤ 【連結附属明細表】 【社債明細表】 【借入金等明細表】 【資産除去債務明細表】 (2) 【その他】	連 4 連結注記表 連 4 (1) 継続企業の前提に関する注記 連 4 (2) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 連 4 (3) 会計方針の変更に関する注記 連 4 (4) 表示方法の変更に関する注記 連 4 (4の2) 会計上の見積りに関する注記 連 4 (5) 会計上の見積りの変更に関する注記 連 4 (6) 誤謬の訂正に関する注記 連 4 (7) 連結貸借対照表に関する注記 連 4 (9) 連結株主資本等変動計算書に関する注記 連 4 (12) 金融商品に関する注記 連 4 (13) 賃貸等不動産に関する注記 連 4 (16) 1株当たり情報に関する注記 連 4 (17) 重要な後発事象に関する注記 連 4 (18の2) 収益認識に関する注記 連 4 (19) その他の注記
	2 【財務諸表等】 (1) 【財務諸表】 ① 【貸借対照表】 ② 【損益計算書】 ③ 【株主資本等変動計算書】	計算書類 個 1 貸借対照表 個 2 損益計算書 個 3 株主資本等変動計算書

	【注記事項】 (継続企業の前提に関する事項) (重要な会計方針) 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 3. 固定資産の減価償却の方法 4. 繰延資産の処理方法 5. 引当金の計上基準 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (重要な会計上の見積り) (会計方針の変更) (表示方法の変更) (会計上の見積りの変更) (追加情報)	個 4 個別注記表 個 4 (1) 継続企業の前提に関する注記 個 4 (2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記 個 4 (3) 会計方針の変更に関する注記 個 4 (4) 表示方法の変更に関する注記 個 4 (4の2) 会計上の見積りに関する注記 個 4 (5) 会計上の見積りの変更に関する注記 個 4 (6) 誤謬の訂正に関する注記
	(貸借対照表関係) (損益計算書関係) (有価証券関係) (税効果会計関係) (収益認識関係) (重要な後発事象)	個 4 (7) 貸借対照表に関する注記 個 4 (8) 損益計算書に関する注記 個 4 (9) 株主資本等変動関係に関する注記 個 4 (11) リースにより使用される資産に関する注記 個 4 (10) 税効果会計に関する注記 個 4 (16) 1株当たり情報に関する注記 個 4 (17) 重要な後発事象に関する注記 個 4 (15) 関連当事者との取引に関する注記 個 4 (18) 連結配当規制適用会社に関する注記 個 4 (12) 収益認識に関する注記 個 4 (13) その他の注記
	④ 【附属明細表】 【有価証券明細表】 【有形固定資産等明細表】 【引当金明細表】	附属明細書 有形固定資産及び無形固定資産の 引当金の明細 販売費及び一般管理費
I ※決算短信は公認会計士又は監査法人の監査の対象外である旨の表示	第6 【提出会社の株式】概要】 第7 【提出会社の参考情報】 1 【提出会社の親会社等の 2 【その他の参考情報】 第二部 【提出会社の有価証券会社等の情報】 監査報告書 有価証券報告書の添付書類	会計監査人監査報告書
I 3 連結業績予想 I ※業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項		監査役会監査報告書

第2章

ディスクローダーの体制と 中間スケジュール

第1節 総論

1 スケジュール管理の重要性

金融商品取引法、会社法、証券取引所の規則等のディスクロージャーに関する要請は期限を定めており、かつそれらの開示は一部が重複していることからスケジュール管理が必要となる。

また、いつの時期に経理ないし財務報告部門が繁忙期を迎えるのか明瞭にしておくことによって、次のようなメリットが得られる。

- ・ 会計処理、財務報告に必要な情報を収集する際に、他部署の協力を得やすい
- ・ 人員の補充や人材の育成等、中長期的視点に立った人的戦略を立案しやすい

2 ディスクロージャー体制

上場企業のディスクロージャー担当部署の一般的な例を示す。状況により異なる。

ディスクロージャー担当部署の例

部署名	担当業務
経理部門	日々の経理業務、月次決算、四半期決算、半期決算、年次決算
経営企画部門	予算管理、子会社管理、報告書作成
総務部門	株主総会企画・運営、招集通知、事業報告起草、取締役会・監査役会事務局
IR部門	適時開示関連、IR（投資家向け情報）

このように上場会社のディスクロージャー業務は、社内での業務分担が分かれていることが多いため、年間又は本決算スケジュールに応じてディスクロージャー業務を進めていく際には、各部門間の連携が不可欠である。と同時に、特定の部門がディスクロージャー業務担当者が、他の部門のディスクロージャー業務担当者の業務内容を知らなくてもいいわけではなく、自分の担当範囲が他部門の担当業務のどの部分に活かされているのか、また、自分の作業の遅れが他部門の業務に致命的な遅れを生じさせないか等、各担当者が全体的なスケジュール感を共有しつつ、会社全体のディスクロージャー業務を推進していかなければならないといえる。

第2節 年間スケジュール

1 編

2 編

3 編

4 編

第2章

ディスクロージャーの体制と年間スケジュール

1 年間スケジュール例

財務報告実務の観点から企業のディスクロージャー・スケジュールについて年間を通して俯瞰してみると、基本的には四半期毎の決算短信、半期毎の中間（連結）財務諸表の対応があり、会計期間終結前後から3ヵ月間（株主総会終了まで）は、本決算シーズンとして非常に忙しい時期になるといえる。5ヵ月期決算企業を例として、年間スケジュールを示すと次ページのとおりととなる。

2 スケジュールの制約条件

スケジュールの観点から考えると、もっとも早くディスクロージしなければならないのは、各証券取引所の適時開示に関する規則に基づく四半期決算短信ないし（通期の）決算短信の公表である。例えば、多くの企業は、第1～第3四半期の四半期決算短信については各四半期終了から30日後、通期決算短信については会計年度末から45日程度で決算発表を行っている。

これに対して、金融商品取引法に基づくディスクロージャーは、通常、株主総会後に提出される有価証券報告書（及び内部統制報告書）を管轄財務局に提出することとされ、そのタイミングは会計年度末から3ヵ月以内である。半期報告書は、中間（連結）会計期間から45日以内の提出が要求される。また、会社法によるディスクロージャーは、通常は年1回、株主総会招集通知及び事業報告、計算書類等（これら及び総会で決議すべき議案をあわせて「広義の招集通知」と称することがある）を作成し、株主に対して発することで行われる。

なお、法令上、強制ではないが、株主総会後及びいわゆる開配当の決議通知の時期に、全株主に対して株主通信等の任意の報告書類を送付する会社も多い（最近では上記の重要性の高まりを受けて、四半期ごとに報告書を送付する会社も増えている）。これらは任意の報告物とはいえ、各決算期ごとの財務数値を用いつつ会社全体の状況について説明する必要があることから、財務報告実務担当者も関わることも多く、年間スケジュールの中に組み込んで考えておく必要があろう。

また、ディスクロージャー書類に関する監査業務に時間がかかることも忘れてはならない。金融商品取引法に基づく半期報告書及び有価証券報告書に対しては、公認会計士又は監査法人によるレビューないし監査を受け、期中レビュー報告書ないし監査報告書を作成しなければならない。会社法に基づく計算書類（附属明細書及び関係計算書類を含む）に対しては、公認会計士又は監査法人が会計監査人となり、会計監査人監査報告書を添付しなければならない。いずれの場合も、監査を実施し、監査法人内部での審査を受け、監査報告書の原本が交付されるまでは時間がかかるため、とくに監査日程と決算日程の調整に十分留意しなければならない。

	証券取引所の規則 (適時開示)	金融商品取引法	会社法
3月	(期末たな卸、内部統制の整備・運用評価等、決算準備)		
4月	業績予想の修正 (配当予想の修正)		
	計算書類に関する監査対応		
5月	決算短信の公表		株主総会招集通知 (広義)の作成
6月	コーポレート・ガバナンス 報告書、独立役員届出書の 更新等、適宜必要な開示	有価証券報告書・ 内部統制報告書の提出	招集通知の発送 株主総会の開催 (期末配当)
7月	第1四半期決算短信の公表		
8月			
9月			
10月	半期報告書に関するレビュー対応 第2四半期決算短信の公表		
11月		半期報告書の提出 (45日以内)	
12月			(中間配当)
1月	第3四半期決算短信の公表		
2月			
3月	(期末たな卸、内部統制の整備・運用評価等、決算準備)		

3 決算発表スケジュールに関する最近の改正

東京証券取引所「上場制度整備懇談会」からの提言「四半期決算に係る適時開示の見直し、IFRS 任意適用を踏まえた上場制度の改善について」(2009年3月24日)に基づいて有価証券上場規程が改正された結果、2010年6月末以後に終了する四半期決算から、四半期決算短信について30日以内の早期開示要請がとりやめられることとなった。ただし、上場会社内部における重要情報の滞留を速やかに解消する観点から、より早い四半期決算情報の開示が望ましいとする要請は引き続き行われている。

また、有価証券上場規程第44条により、上場会社は通期決算に係る決算の内容が定まった場合、直ちにその内容を開示することが義務づけられている。あわせて、投資者ニーズによって開示すべき内容を上場会社が柔軟に決定することができるようになっている。

東京証券取引所から、2017年2月10日付で、有価証券上場規程及び決算短信作成要領・四半期短信作成要領等の改正が行われたが、改正後の作成要領等の注意事項等では、決算短信等においては監査等の終了を待たずに決算の内容が定まった時点で速やかに開示する旨が新たに記載されている。これは、決算短信等の意義が投資家に対する速報にあり、監査等の対象外であることから、早期開示を要請するものである。

第3節 本決算スケジュール

1 会社法に基づく本決算スケジュール

本決算スケジュールを構築していくために最も制約が多いのが会社法である。取締役の業務執行の結果の報告書ともいえる事業報告・計算書類を適切に監査するために、会計監査人及び監査役の監査に關して、必要な日数を確保しているからである。

- a 取締役が計算書類及び附属明細書を作成し、会計監査人と監査役に提出する
 - b 取締役が事業報告及びその附属明細書を作成し、監査役に提出する
 - c 取締役が連結計算書類を作成し、会計監査人と監査役に提出する
 - d (aから4週間以内に) 会計監査人が監査役及び取締役に会計監査報告書を提出する。なお、会社法第235条第1項第2号に規定する監査人との書類の授受を行う監査役・取締役を決めることができ、それにより特定監査役・特定取締役となる場合がある。
 - e (dから1週間以内に) 監査役会の監査報告を取締役に提出する。
 - f 決算取締役会において、計算書類・連結計算書類・事業報告・附属明細書を承認し、決算発表のために決算短信を取締役会で承認する上場企業も少なくない。なお、計算書類、事業報告及びそれらの附属明細書については、定時株主総会日の2週間前の日から本店に3年間、支店にはその写しを3年間備置する必要がある。
 - g (株主総会の2週間前までに) 株主総会招集通知を送付する。
 - h (期末日すなわち議決権及び期末配当基準日から1か月以内に) 定時株主総会の開催
 - i (株主総会后) 定時株主総会決議通知・期末配当金決定通知・株主通知等を株主に発送、期末配当金の支払開始
 - j (株主総会后すみやかに) 定時株主総会決議録を作成する。また、委任状、議決権行使書を本店に備置する。
- さらに、貸借対照表(大会社の場合は貸借対照表・損益計算書)の決算公告を行う(もっとも、有価証券報告書提出後は、EDINET等を通じて決算情報が広く開示されていることから、会社法上の決算公告を行う必要はない)。

なお、上記のほか、株主が株主総会を行う場合には、株主総会の8週間前までに会議の目的事項や議案を会社に提出しなければならない。

2 総合的なスケジュール例

1 印刷会社との調整

金融商品取引法において、作成が求められる財務報告書類は、法令及び諸会計基準等に準拠したものである必要がある。また、招集通知については書面で株主に送付する必要があるため、印刷会社との調整が不可欠である。印刷会社には、会社法・金融商品取引法に係わるさまざまな書式作成上のノウハウが蓄積されており、さまざまな事象が発生した場合や新たな会計基準を適用しなければならない場合等、招集通知や有価証券報告書の作成に当たって各種のアドバイスを受けることができる。印刷会社側からも、顧客企業に対して、各種セミナー・手引書の配布・招集通知や有価証券報告書作成用ツールの配布が盛んに行われている。

とりわけ金融庁がEDINETにおいて財務諸表のXBRLデータでの提出を要求するようになったことから、単に紙で財務諸表を作成すればよい時代は終わった。印刷会社が、XBRLデータの作成から有価証券報告書・半期報告書の作成や招集通知の作成までカバーする統合的なツールを開発・提供していることから、上場会社

としては財務報告書類の作成に当たっては印刷会社提供のツールを利用することが前提と考えてよい。したがって、セミナー・手引書等を含めた、印刷会社の総合的なサポート体制を十分に吟味して選定する必要がある。

本決算スケジュールの構築に当たっては、印刷会社とスケジュールを綿密に打ち合わせる必要がある。具体的には、計算書類や有価証券報告書に関する監査法人の監査日程の時期に、それぞれの原稿に関する印刷会社のチェック部門からの戻りを設定することや、校正・チェックの回数とそのスケジュールリング、校了のタイミング、印刷及び株主名簿管理人への搬入等、実務面で印刷会社のサポート体制に左右される要素は非常に多い。

2 株主名簿管理人との調整

株主名簿管理人は、一般的には証券代行業務を行う信託銀行が多いが、証券代行専門の会社もある。株主名簿管理人は、日常、株主名簿に係る名義書換等の業務を受託している一方、本決算スケジュールにおいては、招集通知の作成の際のアドバイスを期待することができる。多数の上場企業を顧客企業として抱えているため、さまざまな実例の中から自社の状況に近いものを検索・情報提供してもらうことが可能である。その際にも、招集通知・事業報告・株主総会参考書類（議案）等を、いつ、どのような形式（紙・データ）で提供し、返送して返送してもらうまでのどの程度の期間がかかるのかといった点を、十分に吟味しておく必要がある。なお、株主名簿管理人によっては、会社で実施する模擬総会に出席してもらい、役員や事務局スタッフに対してアドバイスを受けたり、場合により本番の株主総会に立ち会ってもらったこともあるとされる。

3 監査法人との調整

1において述べたとおり、正確で虚偽記載のない開示書類を作成・提出するためには、まず会社側で十分な作成日程を確保することが必要である。しかし、作成にいつまでにかけるわけにはいかず、計算書類等や有価証券報告書等の監査に必要な日数を確保することも重要である。なるべく早い段階で次の決算又は半年先の決算期の日程調整を行うとともに、これに対応する体制を構築していく必要がある。

4 証券取引所、財務局への提出

証券取引所に対しては、決算発表の際の決算短信の提出を行う。証券取引所より、決算日の属する月の月末までに決算発表日の登録を求められる。事前に決算発表日が前後しそうな場合（決算発表遅延となる場合が多い）は、証券取引所の担当者へ相談・調整する必要がある。また、決算発表日のとおり決算発表できる場合であっても、提出時間が夜間、深夜にずれ込む場合には、やはり相談・調整が必要である。

証券取引所には、決算日を基準とした株式分布状況報告書や決算取締役会決議通知報告等の取引所の上場会社の管理のために使用される報告書、上記の決算発表日の申告のほか、株主総会で会社の機関やコーポレート・ガバナンスの状況が変化した場合に更新するコーポレート・ガバナンス報告書の提出等、取引所のホームページを通じて広く一般投資家へ公表される報告もある。

これらの取引所に対する提出の段取りを本決算スケジュールに組み込んでおく必要がある。

財務局に対しては、EDINETを通じて有価証券報告書等を提出することになるが、円滑に提出することが求められるため、事前に十分なチェックをしておかなければならない。ID、パスワードの管理や電子証明書等の期限切れ等、提出期限に遺漏があつて、提出期限までに提出できない場合には法令違反を引き起こすリスクがあるためである。また、株主総会招集通知や決議通知、定款変更議案があつた場合の変更後の定款など、有価証券報告書の添付資料として必要とされるデータをPDF化しておくといった準備も忘れてはならない。

なお、財務局は、毎年、法令等の改正により有価証券報告書の記載要領が変更になった部分等について、提出会社がどのような記載をしているかをチェックするため及び提出会社に対して事前に注意を促すために、「有価証券報告書レビュー」を実施している。レビューは、法令関係審査、重点テーマ審査及び情報等活用審査を柱として行われる。提出会社は、有価証券報告書を提出後すみやかに調査票に記入し、提出することを求められている。場合によっては、財務局でのチェックを経て、有価証券報告書の訂正報告書を提出することを求め

第1節 総論

1 金融商品取引法の目的と法令の体系

1 金融商品取引法の目的と構成

金融商品取引法の理解に際し、同法の目的を理解することは欠かせない。同法の目的は同法第1条に規定されている。

金融商品取引法第1条

この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

金融商品取引法は、この目的を達成するために、下記のように構成されており、さまざまな規定を順次、設けている。

	第1章	総則
法定開示	第2章	企業内容等の開示
	第2章の2	公開買付けに関する開示
	第2章の3	株券等の大量保有の状況に関する開示
	第2章の4	開示用電子情報処理組織に関する特例等
	第2章の5	特定証券情報等の提供又は公表
	第2章の6	重要情報の公表
業者規制	第3章	金融商品取引業者等
	第3章の2	金融商品取引業者
	第3章の3	信用格付業者
	第3章の4	高速取引行為者
	第3章の5	投資運用関係業務受託業者
	第4章	金融商品取引業協会
	第4章の2	投資者保護基金
	第5章	金融商品取引所
	第5章の2	外国金融商品取引所
	第5章の3	金融商品取引清算機関等
	第5章の4	金融会社
	第5章の5	指値競争解決機関
	第5章の6	取引情報蓄積機関等
	第5章の7	特定金融指標算出者
	第6章	有価証券の取引等に関する規制
行為規制	第6章の2	課徴金
	第6章の3	暗号資産の取引等に関する規制
	第7章	雑則
	第8章	罰則
	第8章の2	没収に関する手続等の特例
	第9章	犯則事件の調査等

上表からも分かるように、金融商品取引法は「法定開示」「業者規制」及び「行為規制」を3つの柱としている。本章では、そのうち「法定開示」、とりわけ「第2章 企業内容等の開示」における諸規定（以下、「企業内容

開示制度」という）に焦点を当て解説を行う。

2 企業内容開示制度に関する法令の体系

投資者が的確に投資判断をすることができるためには、投資対象の情報が適時に、かつ、適切に投資者に開示（ディスクロージャー）される必要がある。企業内容開示制度は、投資者保護の手段と位置付けられる。

企業内容開示制度を支える法令の主な体系を示すと次のとおりである。

（法律）金融商品取引法
（施行令）金融商品取引法施行令
（内閣府令等）・開示全般関連
開示府令一同ガイドライン
・財務諸表等の表示関連
財務諸表等規則一同ガイドライン
連結財務諸表規則一同ガイドライン
・財務諸表等の監査関連
監査証明府令一同ガイドライン
・内部統制関連
内部統制府令一同ガイドライン

① 開示全般関連

開示府令及びそのガイドラインにおいて、有価証券報告書（金商法 24 条 1 項）や有価証券届出書（金商法 5 条 1 項）等の記載内容や具体的な様式等を規定している。

② 財務諸表等の表示関連

財規や連結財規等及びそれらのガイドラインにおいて、財務諸表等財務計算に関する書類の用語、様式及び作成方法（金商法 193 条）といった表示面に関する事項を規定している。

③ 財務諸表等の監査関連

監査証明府令及びそのガイドラインにおいて、財務諸表等財務計算に関する書類についての公認会計士又は監査法人による監査証明（金商法 193 条の 2 第 1 項）の詳細を規定している。

④ 内部統制関連

内部統制府令及びそのガイドラインにおいて、内部統制報告書の用語、様式及び作成方法（金商法 24 条の 4 の 4）や内部統制報告書の監査証明（金商法 193 条の 2 第 2 項）についての詳細を規定している。

2 企業内容開示制度

1 発行開示と継続開示

企業内容開示制度は、有価証券の発行時にかかる発行開示の制度と、その流通時にかかる継続開示の制度の 2 つに分けることができる。

発行開示とは、有価証券の発行時において、投資者を保護するために必要とされる企業内容開示制度をいう。具体的には、有価証券届出書（2 節参照）、目論見書等が該当する。

一方、継続開示とは、流通開示ともいわれ、有価証券の流通時において、投資者を保護するために必要とされる企業内容開示制度をいう。具体的には、有価証券報告書、半期報告書、内部統制報告書等が該当する。

2 開示の方法

開示の方法としては、投資者に直接開示する方法と間接的に開示する方法がある。前者は目論見書の交付が該当する。後者は、有価証券届出書や有価証券報告書等を公衆の縦覧に供する方法が該当する。

公衆縦覧とは、

- a 関東財務局及び当該書類の提出会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務（支）局
- b 当該発行者の本店及び主要な支店
- c 金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引業協会

において（開示府令 21 条）、営業時間・業務時間中であれば、誰でも当該書類を自由に閲覧することができるという制度である。

ここで、主要な支店とは提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に所在する当該提出会社の株主の総数が当該提出会社の株主の総数の 100 分の 5 を超える場合における支店をいう（同一な支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、そのいずれか一とし、その本店と同一の都道府県に所在する本店を除く）。

開示書類ごとに定められた公衆の縦覧に供する期間（受理日から起算）は次のとおりである（金商法 26 条 1 項）。

公衆の縦覧に供する期間

縦覧書類	公衆縦覧期間
有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書（電子方式により提出したもの） 有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除くもの	5 年
発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書	5 年
有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書	5 年
有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書	5 年
内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書	5 年
半期報告書及びその訂正報告書	5 年
半期報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書	5 年
臨時報告書及びその訂正報告書	5 年
自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書	1 年
親会社等状況報告書及びその訂正報告書	5 年

なお、EDINET 閲覧サービスにおいてこれらの縦覧書類の閲覧が可能となっている。すなわち、わざわざ上述の縦覧場所に出向かなくても、インターネット上において開示書類を自由に閲覧することができる仕組みとなっている。

EDINET で閲覧可能な有価証券報告書等は XBRL (eXtensible Business Reporting Language の略) の形式により提出することが求められている。これにより、閲覧者はデータの加工分析が容易となり、ひいては企業間又は経年での比較も容易となっている。

3 適正性の担保

開示書類は投資意思決定等の資料となることから、開示書類に誤りがあれば、投資者の意思決定をミスリードしてしまう。開示書類の適正性が確保されなければ、企業内容開示制度の根幹が揺らぐと言っても過言ではない。そこで開示書類の適正性を担保するために、金融商品取引法はさまざまな制度・規定を備えている。

まず、財務諸表等財務計算に関する書類についての公認会計士又は監査法人による監査証明を必要とした。また、公認会計士又は監査法人が監査証明を行うに当たって、法令違反等事実を発見したときは、直ちに会社に対して書面で通知しなければならない。一定期間経過後、その法令違反等事実が財務諸表の適正性の担保に重大な影響を及ぼすおそれがあるにも関わらず、会社が適切な措置をとらない場合は、内閣総理大臣に申し出なければならない。さらに、開示書類の提出後に誤謬が発覚する等訂正を必要とする事項が生じた場合、訂正報告書の提出が必要となる。また、有価証券報告書の記載内容に係る確認書の提出を要求し、代表者及び最高財務責任者（会社が最高財務責任者を定めている場合に限る）により有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認することを求めている。なお、記載内容に係る確認書は、半期報告書についても求められている。

また、2008年4月1日以後開始する事業年度より、財務報告に係る内部統制報告制度が開始された。内部統制報告書についても監査人による監査証明が必要となる。

その他、証券取引等監視委員会や財務（支）局の検査、提出会社に対する報告又は資料の提出命令及び検査、公認会計士又は監査法人に対する報告又は資料の提出命令等の制度も、間接的に適正性を担保している。

また、虚偽記載があった場合の賠償責任及び損害額（立証負担の軽減）、課徴金制度、各種罰則といった規定も、企業内容開示制度の実効性確保を支えている。

3 修正国際基準について

一定の要件を満たせば有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書については国際会計基準又は修正国際基準（JMIS、国際会計基準と金融商品取引法に基づく修正国際基準によって構成される会計基準）によって作成することも可能である。

第2節 有価証券届出書

1 概要

株券や社債券を50名以上の者に対して1億円以上の有価証券の募集又は売出しを行う場合、事前に先立ち、有価証券届出書の提出が必要となる（金商法5条）。1年間通算して1億円以上となる場合、公開直前の株式の募集又は売出し等については、その募集又は売出しが1億円未満であっても、有価証券届出書の提出が必要となる。なお、既に開示が行われている有価証券について売出しを行う場合であれば、1億円以上であっても有価証券届出書の提出は不要である（目論見書の交付は必要となる）。

提出先は内閣総理大臣（財務局等）であり、受理後15日を経過した日に効力が発生する（組込方式又は参照方式の場合、おおむね7日。なお、特に周知性の高い企業の場合、直ちに効力が発生する）。EDINETを通じて提出され、前節で述べた方法により公衆の縦覧に供される。

有価証券届出書の記載事項は、おおむね次の通りである。

- a 当該会社の当該募集又は売出しに関する事項（以下、募集情報等）
- b 当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容及びその重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ相当なものとして閣府令で定める事項（以下、企業情報等）

bの企業情報等に関しては、組込方式又は参照方式によるものと定められている。

ここで、組込方式とは、既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者について認められる方式で、有価証券届出書に、直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書の写しをとり込み、かつ、当該有価証券報告書提出後に生じた事実で閣府令で定めるものを記載することにより、企業情報等の記載に代えるという方式である（金商法5条3項、開示府令9条の3）。

また、参照方式とは、下記a及びbの要件を満たす者が有価証券届出書に、閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書を参照すべき旨を記載することにより、企業情報等の記載に代えるという方式である（金商法5条4項、開示府令9条の4第1項）。

- a 継続開示要件
 - …既に1年間継続して有価証券報告書を提出していること。

1 公益性要件

- …当該者に係る企業情報等に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、その者が発行者である有価証券で既に発行されたものの金融商品取引所等における取引状況等に関し、開示府令9条の4第1項に定められている所定の基準（例：原則として3年分のデータを基礎に計算された発行済株券の年間売買取引金総額及び年平均時価総額がともに100億円以上、あるいは、年平均時価総額が250億円以上等）のいずれかが該当すること。

なお、有価証券届出書の添付書類は、通常は次のとおりである。

- a 定款
- b 有価証券の発行につき取締役会の決議があった場合における当該取締役会の議事録の写し

これらの添付書類は、PDFデータの形式で提出することとなる。

なお、有価証券届出書の連結財務諸表及び財務諸表は、提出会社と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

また、連結財務諸表作成会社の場合、連結財務諸表等の連結情報が主たる情報として位置付けられている。この点は有価証券報告書も同様である。

2 有価証券届出書の提出先

金融商品取引法上、有価証券届出書は内閣総理大臣に提出することとなっている。もっとも、旧金融商品取引法第20条により、内国会社（上場会社）における具体的な提出先は、次のとおりとされる。

- a 資本金の額が50億円以上…関東財務局
- b 資本金の額が50億円未満…登記上の本店所在地を管轄する財務（支）局

なお、非上場会社の場合、資本金の額にかかわらず、登記上の本店所在地を管轄する財務（支）局である。

また、上場会社においては、有価証券届出書の提出に際し、上場している金融商品取引所に対して、同所定の事項を通知しなければならない（もっとも、通知は、ファイルへの記録がされた時に電子開示手続を行った者から発せられたものとみなされ、当該記録がされた後、通常その出力にかかる時間が経過したときに、当該金融商品取引所に到達したものと推定される。この点、電子開示手続で提出されるその他の書類〈有価証券報告書等〉も同様である）。

3 有価証券届出書の様式

内国会社の場合、通常は第二号様式となる（組込方式は第一号の二様式、参照方式は第二号の三様式となる。また、上場時の募集又は売出し時は、通常は第一号の四様式となる。第二号様式の場合、次ページのような項目の記載が必要となる。

なお、【主要な経営指標等の推移】において開示する期間は原則として5期分であるが、新規上場の場合の連結の情報は2期分で足りる。

【表紙】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

第2【売出要項】

第3【第三者割当の場合の特記事項】

第4【その他の記載事項】

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

2【沿革】

3【事業の内容】

4【関係会社の状況】

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題】

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

3【事業等のリスク】

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

5【重要な契約等】

6【研究開発活動】

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

2【主要な設備の状況】

3【設備の新設、除却等の計画】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

2【自己株式の取得等の状況】

3【配当政策】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

5【従業員の状況等】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

又は【連結損益及び包括利益計算書】

③【連結株主資本等変動計算書】

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

⑤【連結附属明細表】

(2)【その他】

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

②【損益計算書】

③【株主資本等変動計算書】

④【キャッシュ・フロー計算書】

⑤【附属明細表】

(2)【主な資産及び負債の内容】

(3)【その他】

第6【関係会社・株式事務の状況】

第1【提出会社の参考情報】

第二部【提出会社の関係会社等の情報】

第1【保証会社情報】

第2【保証会社が担保の会社の情報】

第三部【指数等の情報】

第四部【その他情報】

第1【最近の財務諸表】

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

又は財務諸表】

第3節 有価証券報告書

1編

2編

3編

4編

第5章

金融商品取引法

1 概要

上場会社等は、事業年度ごとに、当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した有価証券報告書を、当該事業年度経過後3ヵ月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない（金商法24条1項）。有価証券報告書は、実務上「有報」と略されることもある。

有価証券報告書の提出先は、有価証券届出書と同様である。EDINETを通じて提出され、公開で閲覧に供される。

訂正があれば、訂正報告書の提出も必要となる。

有価証券報告書の添付書類は、通常は次のとおりである。これらの添付書類はPDFデータの形式で提出することとなる。

- a 定款
- b 計算書類及び事業報告

（定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの（有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合には、定時株主総会に報告しようとするもの又はその承認を受けようとするもの））

なお、aについては、有価証券報告書の提出後5年以内に提出する場合で、変更がないのであれば添付は不要、また、変更があるのであれば、前定款と新定款とを異なる部分を提出することとされている（実務上は新定款の全文を添付するケースが多い）。

bについては、上場会社の場合、株主総会招集通知及びその添付書類に株主総会決議通知を添付する方法によるケースが多い。なお、近年「有価証券報告書の定時株主総会決議開示が求められており、その場合、bについては「定時株主総会に報告しようとするもの又はその承認を受けようとするもの」となる。

なお、有価証券報告書の連結財務諸表及び財務諸表は提出会社と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

2 有価証券報告書の様式

有価証券報告書は、通常は第一号様式となる。第三号様式の場合、次のような項目の記載が必要となる。

【表紙】	6【研究開発活動】
第一部【企業情報】	第3【設備の状況】
第1【企業概要】	1【設備投資等の概要】
1【企業概要】	2【主要な設備の状況】
2【主要な経営指標等の推移】	3【設備の新設、除却等の計画】
2【沿革】	第4【提出会社の状況】
3【事業の内容】	1【株式等の状況】
4【関係会社等の状況】	2【自己株式の取得等の状況】
第2【経営方針、経営環境及び対処すべき課題】	3【配当政策】
1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題】	4【コーポレート・ガバナンスの状況等】
2【サステナビリティに関する考え方及び取組】	5【従業員の状況等】
3【事業等のリスク】	第5【経理の状況】
4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	1【連結財務諸表等】
5【重要な契約等】	(1)【連結財務諸表】

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ①【連結貸借対照表】 | ③【株主資本等変動計算書】 |
| ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 | ④【キャッシュ・フロー計算書】 |
| 又は | ⑤【附属明細表】 |
| ①【連結損益及び包括利益計算書】 | (2)【主な資産及び負債の内容】 |
| ③【連結株主資本等変動計算書】 | (3)【その他】 |
| ④【連結キャッシュ・フロー計算書】 | 第6【提出会社の株式事務の概要】 |
| ⑤【連結附属明細表】 | 第7【提出会社の参考情報】 |
| (2)【その他】 | 第二部【提出会社の保証会社等の情報】 |
| 2【財務諸表等】 | 第1【保証会社情報】 |
| (1)【財務諸表】 | 第2【保証会社以外の会社の情報】 |
| ①【貸借対照表】 | 第3【指数等の情報】 |
| ②【損益計算書】 | |

各項目の具体的な記載内容については、2編1章にて学習する。

なお、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示については第1編第2章第2節のワンポイント・レッスンで解説している。詳しくは、そのページを参照のこと。

3 有価証券報告書の提出期限

有価証券報告書は、事業年度経過後3ヵ月以内に提出しなければならない。もっとも、やむを得ない理由により当該期間内に提出することができないと認められる場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内に提出すればよいとされる。

やむを得ない理由としては、例えば次のような場合が想定されている。

- ① 電力の供給が断たれた場合その他の理由により、当該発行者の使用する電子計算機を稼働させることができないことによる債務未確定等を理由として、提出期限までに（連結）財務諸表の作成が完了せず、又は監査報告書を受領できない場合
- ② 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てによる債務未確定等を理由として、提出期限までに（連結）財務諸表の作成が完了せず、又は監査報告書を受領できない場合
- ③ 過去に提出した有価証券報告書等のうち重要な事項について虚偽の記載が発見され、当事業年度若しくは当連結会計年度の期首の数値等を確定するために必要な過年度の（連結）財務諸表の訂正が提出期限までに完了せず、又は監査報告書を受領できない場合であって、発行者がその旨を公表している場合
- ④ 監査法人等による監査により、当該発行者の（連結）財務諸表に重要な虚偽の表示が生じる可能性のある誤謬の訂正による重要な虚偽の表示の疑義が識別されるなど、当該監査法人等による追加的な監査手続が必要なため、提出期限までに監査報告書を受領できない場合であって、発行者がその旨を公表している場合
- ⑤ 有価証券の発行者が外国の者である場合であって、当該者の本国の計算等に関する法令、慣行等により提出期限までに有価証券報告書を提出することができない場合

有価証券報告書の提出期限は事業年度経過後3ヵ月であるが、2025年3月28日に金融担当大臣より株主総会前の適切な情報提供についての要請が発出されている。有価証券報告書には、役員報酬や政策保有株式等のガバナンス情報等、投資家がその意思を決定するに当たって有用な情報が豊富に含まれており、上場会社において投資家が株主総会の前に有価証券報告書を確認できるよう配慮することが望ましいと考えられることから、定時株主総会前に有価証券報告書を発行することが要請されているものである。

4 記述情報の開示に関する原則

金融庁は、2019年3月付で「記述情報の開示に関する原則」（以下「本原則」という。）を公表している。

本原則は、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（2018年6月公表）の提言を受け、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実を図るため、主として有価証券報告書の開示を念頭に置き、企業が経営目線で経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報等を開示していく上でのガイダンスとして取りまとめられたものである。本原則の詳細については、第2編 財務報告各論 第1章有価証券報告書の各ワンポイント・レッスンに記載している。

また、金融庁は「記述情報の開示の好事例集」（以下「本事例集」という。）も2018年度から毎年公表している。本事例集では、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組みを促進することを目的として、実際の企業の開示を例に挙げ、好事例として着目したポイントが示されている。本原則と本事例集を併せて利用することで、両者についての理解がより深まるため、こちらも参考にされたい。その他、政策保有株式に係る記載事項について、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）」も公表されている。

1編

2編

3編

4編

第5章

金融商品取引法

2 主要な経営指標等の推移

位置づけ 連結、単体に関する投資判断に資する数値指標を見やすく一覧にしたもの。いわゆる「ハイライト情報」と呼ばれる。

参 照 ひな型編〔2-1-2〕

解 説

1 記載の順序

連結財務諸表を作成している企業にあっては、連結経営指標を先に記載し、次に個別財務諸表、その後提出会社の経営指標の順に記載する。

2 各種指標との整合性チェック

連結財務諸表、個別財務諸表のさまざまな数値や財務指標について一表にまとめるものであるため、各種財務諸表が完成した後に、誤りがないよう転記しなければならない。

実務担当者の準備作業

ハイライト情報への転記に備えて、各財務数値を一覧にまとめ、基礎資料があると、校閲・監査の際に確認しやすいと考えられる。ただし、確認が不十分と思われる場合、財務諸表に修正が入ったりする等、中間的な資料を作成した場合には、書き替えによる修正し忘れのリスクが伴う。自動で更新可能な状態にする等、リスクを低減させる工夫が必要である。

3 数値の継続性

主要な経営指標等の数値に大きな変動がある場合には、数値の継続性の観点から、その要因等を脚注によって示すのが望ましい。数値に大きな変動をもたらす要因としては、例えば、規則等の改正、数値の定義・範囲等の変更、株式分割の実施、決算期の変更等がある。なお、潜在株式が存在しないため等の理由により「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」について記載していない場合には、その旨（理由）を記載することが望ましい。

4 最近5連結会計年度の推移

様式の読み替え（第二号様式から第三号様式へ）に伴い、最近5連結会計年度は、当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度と考える。また、決算期の変更等により、5連結会計年度では5年間の推移が記載されず、最近6連結会計年度分を記載することが適当と考えられる。

5 その他

- ① 自己資本比率、自己資本利益率の計算にあたって、自己資本の金額の取扱いに注意すること。
自己資本は期末自己資本、自己資本利益率は期首・期末の自己資本の平均値を用いる。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{期末自己資本の額}}{\text{総資産の額}} \times 100$$

$$\text{自己資本利益率} = \frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益（個別の場合は当期純利益）}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \div 2} \times 100$$

（注）自己資本＝純資産額－（株式引受権＋新株予約権＋非支配株主持分（連結の場合））

② 1株当たり配当金は、会社法453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同454条5項の中間配当の金額を含む）を意味する点に注意すること。

③ 従来、『提出会社の状況』に記載されていた『株価の推移』は、2019年1月31日の改正開示府令により、『企業の概況』の「主要な経営指標等の推移」に記載箇所が変更された。

「株価の推移」については、最近5年間の事業年度別最高・最低株価について記載する。二以上の種類株式が上場されている場合には、株式の種類ごとに記載する必要がある。

なお、株式の新規上場、市場替え、決算期変更等があった場合には、その旨を脚注することが望ましいと考えられる。株式の分割等により、いわゆる権利落ちが生じた場合には、その旨を注記により記載することが適当である。

④ 2019年1月31日の改正開示府令により、最近5年間の株主総利回りの推移を、提出会社が選定する株価指数の最近5年間の総利回りと比較して記載する事が求められている。

なお、類する他の方法により算定した割合を用いる場合には、算定方法の概要を併せて記載し、最近5年間の間に株式の併合又は株式の分割が行われた場合には、当該株式の併合又は株式の分割による影響を考慮して記載する。

$$\text{株主総利回り} = \frac{(\text{各事業年度末日の株価} + \text{当事業年度の4事業年度前から各事業年度までの1株当たり配当金累計額})}{\text{当事業年度の3事業年度前の末日の株価}} \times 100$$

総会前開示の際の留意点

「主要な経営指標等の推移」においては、最近5年間に係る1株当たり配当額が記載事項とされている。有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合、剰余金の配当に関する事項が当該定時株主総会又は取締役会の決議事項となるときは、その旨及び決定配当額等の概要を開示する。

内部統制上の重点事項

- ① 前期の有価証券報告書のデータを一期分として記入する際に、転記ミスをしないよう、入力担当者以外の者がチェックするようしなければならない（ダブルチェックの必要性）。
- ② ハイライト情報に記載されている株価収益率は予想ではなく実績値であるため、予想利益ではなく実績の利益によって算出する必要がある。

国際会計基準の採用

2010年3月期の有価証券報告書から、いわゆるIFRS（国際財務報告基準）を採用できるようになった。この場合、IFRSは金融商品取引法の財務報告体系において指定国際会計基準と呼ばれる。指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合であって、過年度遡及修正により前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正を行ったときは、有価証券報告書に記載すべき事項（第5【経理の状況】に記載する連結財務諸表を除く）のうち、その修正に関連する事項については修正後の内容及びその旨を記載することとされる。

指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を作成した場合には、計算される利益の名称等が異なるため、その連結財務諸表に係る連結会計年度に関して、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載することが求められている。

7 過年度遡及会計基準との関係

遡及処理を行う場合、前連結会計年度及び前事業年度については行わなければならないが、それ以前のもの（表示されるすべての期間）についても遡及処理を行うことは可能であるとされている。いずれの場合であっても、過去の財務諸表につき遡及処理を行った旨を注記しなければならない。また、遡及処理を行った場合、「企業の概況」、「事業の状況」及び「設備の状況」についても遡及処理を行うものと考えられる。

主要な経営指標の数値のうち遡及処理が求められるものは、連結財務諸表等（注記を含む）における遡及処理が行われたものと考えられる。したがって、資本金、発行済株式総数、1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）、配当性向は、遡及処理しない数値で記載される。例えば、1株当たり当期純利益が遡及処理されたとしても、株価収益率や配当性向を算出するための1株当たり当期純利益は、遡及処理しない数値を使用することとされる。

8 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示

「1株当たり当期純利益金額」と「1株当たり当期純利益」の項目名の記載については、後者に共通化して記載することが可能であり、また、「純資産額」と「純資産」及び「総資産額」と「総資産」の項目名の記載については、それぞれいずれの表現にも共通化して記載することが可能である。

資料

〔関連条文等〕

- ・ 開示府令第三号様式（記載上の注意）(1)(5)、同第三号様式（記載上の注意）(25)
- ・ 連結財規 44 条の 2、65 条の 2 I・II、66 条の 3 I、67 条の 1 条の 2、93 条
- ・ 財規 68 条の 4、95 条の 5 の 2 I・II、69 条
- ・ 会社法 453 条、454 条 V
- ・ 企業会計基準 2 号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準適用指針第 1 号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」
- ・ 実務対応報告 9 号「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」
- ・ 企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準適用指針第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」

〔必要となる資料・データ〕

- ・ 各種財務資料と有価証券報告書を確認可能な一覧表
- ・ 決算日における株価
- ・ 日々の株価データ（高値、安値が分かるもの）
- ・ 株価が変動した場合、これはこれに係る情報

〔リファレンス〕

- ・ 連結財務諸表 [2-1-21 ~ 2-1-25]
- ・ 連結財務諸表注記（1株当たり情報）[2-1-45]
- ・ 財務諸表 [2-1-51 ~ 2-1-53]
- ・ 【株式等の状況】（発行済株式総数）[2-1-16]
- ・ 【従業員の状況等】（従業員数、平均臨時雇用人員）[2-1-19]

3 沿革

位置づけ 企業集団の沿革を分かりやすく説明する。

参 照 ひな型編〔2-1-3〕

解 説

1 記載時点

沿革の記載時点は、当連結会計年度末又は当事業年度末とされる。

2 記載の対象範囲

提出会社の設立日（設立登記日）から当連結会計年度末又は当事業年度末までの間につき、創立経緯、事業内容の変更及び企業集団に係る重要な事項（合併、事業内容の変更、主要な関係会社の新設・買収・上場等）について簡潔に記載することが求められる。したがって、沿革の記載対象範囲は、提出会社、連結子会社及び非連結子会社による企業集団がベースとなる。

資 料

〔関連条文等〕

- ・ 開示府令第三号様式（記載上の注意）（開示府令第二号様式（記載上の注意）(26)
- ・ 連結財規4条I①
- ・ 開示府令1条23号

〔必要となる資料・データ〕

- ・ 登記簿謄本・社史等、会社の沿革を明らかにする資料

〔リファレンス〕

- ・ 【関係会社の概況】（第1-5）

単体開示の簡素化

位置づけ 金融庁企業会計審議会が2013年6月19日付で公表した「国際会計基準（I F R S）への対応のあり方に関する当面の方針」にて提言された単体開示の簡素化を図るため、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が2014年3月26日公布され、2014年3月期決算から適用されている。

これにより、1 全ての財務諸表作成会社、2 連結財務諸表作成会社、3 特例財務諸表提出会社の区分ごとに、単体開示の簡素化が図られている。

解 説

ワンポイント・レッスン

連結財務諸表作成会社を前提とする場合、単体開示の簡素化は以下の3段階で考えると理解しやすいと思われる。

第1段階

以下の3項目の簡素化により、記載すべき事項が大幅に減少した。

- a 一定の注記が不要となった
- b 附属明細表のうち有価証券明細表、主な資産及び負債の内訳、製造原価明細書（セグメント情報を開示している会社のみ）の記載が不要となった
- c 財務諸表本表の区分掲記に関する重要性の基準値が緩和された

第2段階

特例財務諸表提出会社の特例を選択した場合、上記第1段階の簡素化に加えて、財務諸表本表及び一部の注記について、会社法計算書類に記載をそのまま転用することが認められた。これにより、単体財務諸表の開示項目自体は減少しないが、会社法計算書類を作成したものを転用することにより、事務負担の軽減を図ることができる。

1 全ての財務諸表作成会社に関連する事項

全ての財務諸表作成会社において以下の簡素化が図られている。

① 注記の削除

以下の注記が不要となった。

- a 固定資産の再評価に関する注記（旧財規42条）

ただし、土地再評価による事業用土地の再評価に関する注記は削除されていない点に注意が必要である。

- b 当制限に関する注記（旧財規68条の2）

ただし、有価証券報告書「提出会社の状況」の「配当政策」として同様の開示を求める規定が新設されている点に注意が必要である（記載箇所の変更）。

② 財務諸表における区分掲記、注記要否の重要性の基準値の変更

貸借対照表及び販売費及び一般管理費の区分掲記の重要性について、連結財規と同様の基準とされた。具体的には、その他流動資産、その他有形固定資産、その他無形固定資産、その他投資その他の資産、その他流動負債、その他固定負債等の貸借対照表項目の区分掲記についての重要性の基準値が、資産総額（又は負債及び純資産の合計額）の100分1超から100分の5超に変更された。また、販売費及び一般管理費の区分掲記の重

要性が販売費及び一般管理費の合計額の100分の5超から100分の10超に変更された。

③ 有価証券明細表

別記事業を営む会社及び非上場の有価証券報告書作成会社を除き、有価証券明細表の作成を要しないこととされた。これは、上場会社においては、同様の情報が有価証券報告書「コーポレート・ガバナンスの状況」の「株式の保有状況」に記載されており、有価証券明細表の重要性が低下したためと考えられる。

2 連結財務諸表作成会社に関連する事項

連結財務諸表作成会社については、上記「1 全ての財務諸表作成会社に関連する事項」に記載した事項に加え、以下の簡素化が図られている。

① 注記の免除

連結財務諸表において十分な情報が開示されているとして、2014年内閣府令第19号において以下注記が免除された。

注記事項	財規
リース取引に関する注記	84条
事業分離における分離元企業の注記	85条の23
資産除去債務に関する注記	85条の28
資産から直接控除した引当金の注記	20条、34条
資産から直接控除した減価償却累計額の注記	36条
減損損失累計額の注記	41条
事業用土地の再評価に関する注記	42条
たな卸資産及び工事損失引当金の注記	54条の2
企業結合に係る特定勘定の注記	56条
一株当たり純資産額の注記	61条の4
工事損失引当金繰入額の注記	76条の2
たな卸資産の帳簿価額の切下げに関する注記	80条
研究開発費の注記	86条
減損損失に関する注記	95条の3の2
企業結合に係る特定勘定の繰上りの注記	95条の3の3
一株当たり当期純損益金額に関する注記	95条の5の2
潜在株式調整後一株当たり当期純損益金額に関する注記	95条の5の3
負債に関する注記	107条

② 製造原価明細書の免除

連結財務諸表においてセグメント情報を注記している場合には、製造原価明細書を記載することを要しないこととされた。

③ 主な資産及び負債の内容の免除

連結財務諸表を作成している場合には、主な資産及び負債の内容の記載を省略できる。

3 特例財務諸表提出会社に関連する事項

特例財務諸表提出会社とは、連結財務諸表を作成している会社のうち、会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社（別記事業を営む会社を除く）のことをいう。特例財務諸表提出会社については、上記「1 全ての財務諸表作成会社に関連する事項」、「2 連結財務諸表作成会社に関連する事項」に記載した事項に

加え、一定の事項については会社法計算書類の開示と同水準とし、会社法での記載をそのまま転用できるような簡素化が図られている。

① 財務諸表及び附属明細表の様式

特例財務諸表提出会社は、財規 127 条第 1 項に規定する様式により、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表を作成することができる。これらの様式は、一般的な会社法計算書類の様式と一致するものとなっており、会社法計算書類として作成した財務諸表や附属明細書を、そのまま金融商品取引法の単体財務諸表や附属明細表として利用できるようになっている。

② 注記の様式

特例財務諸表提出会社は、財規 127 条第 2 項の規定により、以下の注記については会社計算規則に従った注記を記載することができる。

注記事項	財規	会社計算規則
重要な会計方針の注記	8 条の 2 の 3	101 条
表示方法の変更に関する注記	8 条の 3 の 4	102 条第 1 項
会計上の見積りの変更に関する注記	8 条の 3 の 5	102 条の 4
親会社株式の表示及び注記	18 条、32 条の 2	103 条 9 号
関係会社に対する資産、負債の注記	39 条、55 条	103 条 6 号
担保資産の注記	43 条	103 条 1 号
偶発債務の注記	58 条	103 条 5 号
関係会社に係る売上高、営業費用、営業外収益、営業外費用の注記	74 条、80 条、91 条、94 条	104 条

本書では、「貸借対照表」〔2 - 1 - 51〕以降で、通常財務諸表作成会社であり、特例財務諸表提出会社の特例を選択していない会社を前提に解説し、また「特例財務諸表提出会社の特例」〔2 - 1 - 66〕において、特例財務諸表提出会社の特例を選択した場合の開示について解説する。

従って、特例財務諸表提出会社の特例を選択しない会社については、「貸借対照表」〔2 - 1 - 51〕から「附属明細表（引当金明細表）」〔2 - 1 - 59〕の解説を参照し、特例財務諸表提出会社の特例を選択した会社は、特例を選択しない会社の解説に加えて「特例財務諸表提出会社の特例」〔2 - 1 - 66〕の解説を参照することが必要である。

51 貸借対照表

位置づけ 有価証券報告書提出会社における財政状態を表す。

参 照 ひな型編〔2-1-51〕

解 説**1 総 論**

貸借対照表は財務諸表の一部を構成し、有価証券報告書提出会社の期末日現在における財政状態を表している。

様式は、財規様式第五号となる。すなわち、貸借対照表は、連結貸借対照表同様、資産の部、負債の部、資産と負債の差額で表現される純資産の部から構成されており、さらにそれぞれ適切な科目に細分化されている。

内容、項目については連結貸借対照表とほとんど変わらないが、企業集団全体の視点と個別企業からの視点という点で相違する。また、連結貸借対照表と比べると貸借対照表の方が開示内容が細かい。

表示方法は、連結貸借対照表と同様である（連結貸借対照表〔2-1-51〕の解説を参照）。

2 流動資産**① 流動資産に属する科目**

流動資産とは、現金及び預金、売上債権、棚卸資産、前渡金等、その他1年以内に現金化されるものをいう。流動資産に属する資産は、以下の項目の区分に属する。

- a 現金及び預金
- b 受取手形
- c 売掛金
- d 契約資産
- e リース債権
- f リース投資資産
- g 有価証券
- h 商品及び製品（半製品含む）
- i 仕掛品
- j 原材料及び貯蔵品
- k 前渡金
- l 前払費用
- m その他

このうち「その他」の科目に含まれているもので資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産の内容を示す科目を別添に別掲しなくてはならない。

なお、預金のうち1年以内に期限の到来しないものは、固定資産の投資その他の資産に分類する（ワン・イヤー・ルール）。

② 電子記録債権

通常の取引に基づいて発生した電子記録債権については、「電子記録債権」等の科目により流動資産の区分に計上する。ただし、破産更生債権等で1年以内に回収されないことが明らかなものを除く。また、重要性に乏しければ「受取手形」に含めて表示することができる。

- ③ 商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の表示
- ④ 還付税額の表示
- ⑤ 流動資産に係る引当金の表示

上記③～⑤については、連結貸借対照表〔2 - 1 - 21〕の解説を参照。

⑥ 株主等に対する短期債権

株主、役員若しくは従業員に対する短期債権の合計額が資産の総額の100分の5を超える場合は、当該資産の名称を付した科目をもって区分掲記しなければならない。

⑦ 通常の取引以外の手形債権

通常の取引以外の取引に基づいて発生した手形債権については、「受取手形」から除外するのが原則であるが、資産の総額の100分の5以下であれば「受取手形」に含めることもできる。区分掲記する場合には、現金資産、有価証券等物品の売却により発生した手形債権、営業保証金の代用として受け取った手形債権等の区別を、その名称を付した科目をもって掲記する。

⑧ デリバティブ取引により生じた正味の債権

デリバティブ取引により生じる正味の債権で、資産の総額の100分の5を超えるものは、その内容を示す名称を付した科目をもって記載する。

ワンポイント・レッスン

引当金については、連結貸借対照表〔2 - 1 - 21〕の解説を参照。

3 固定資産

① 固定資産に属する科目

固定資産の範囲は、営業の用に供する機械・器具等の有形固定資産、のれん、ソフトウェア等の無形固定資産、投資有価証券等の投資その他の資産に属される。固定資産は、売却目的の資産ではなく、また現金化可能であっても現金化までに1年超かかる資産が対象となる。

固定資産に属する資産は、それぞれ以下の項目の区分に従い掲記する。

有形固定資産	無形固定資産	投資その他の資産
建物（付属設備含む）	のれん	投資有価証券
構築物	特許権	関係会社株式
機械及び装置	借地権（地上権含む）	関係会社社債
船舶	商標権	その他の関係会社有価証券
車両運搬具	実用新案権	出資金
工具、器具及び備品	意匠権	関係会社出資金
土地	鉱業権	長期貸付金
リース資産	漁業権（入漁権含む）	株主、役員又は従業員に対する長期貸付金
建設仮勘定	ソフトウェア	関係会社長期貸付金
その他	リース資産	破産更生債権等
—	公共施設等運営権	長期前払費用
—	その他	前払年金費用
—	—	税金資産
—	—	その他

上記の「その他」の科目に含まれているもので資産の総額の100分の一を超えるものについては、当該資産の内容を示す科目をもって別に掲記しなければならない。

- ② リース資産の表示
- ③ 有形固定資産の減価償却累計額の表示
- ④ 有形固定資産の減損損失累計額の表示
- ⑤ 無形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額の表示
- ⑥ 投資その他の資産に係る引当金の表示

上記②～⑥については、連結財務諸表[2-1-1]の解説を参照。

ただし、資産から直接控除した引当金の科目と資産から直接控除した減価償却累計額の注記、減損損失累計額の注記については、個別財務諸表でも記載を要する。

⑦ 1年以内に費用となるべき前払費用

当初1年を超えてにわたるものとして支出された前払費用について、1年以内に費用となるべき部分の金額がある場合は、流動資産で表示するのが原則である（ワン・イヤー・ルール）。もっとも、その金額が僅少であれば、長期前払費用に含めて記載することができる。

実務担当者の準備作業

長期性預金、前払費用、貸付金等の期限を管理するワークシートを作成の上、ワン・イヤー・ルールを適用し、処理を実行しておく。

⑧ 投資目的の有形固定資産

投資の目的で所有する不動産は、投資その他の資産の「その他」に含まれる。

実務担当者の準備作業

所有する不動産が、営業の用に供するものか投資の目的で所有するものかを明確にし、表示区分を誤らないよう注意が必要である。なお、賃貸不動産であっても、自社の営業目的に関連して貸与している設備（例えば外注先への設備の賃貸等）であれば、当該設備は営業の用に供されているものとする点、留意が必要である。

1編

2編

3編

4編

第1章

有価証券報告書

⑨ 繰延税金資産及び繰延税金負債の表示

繰延税金資産及び繰延税金負債がある場合には、相殺後の金額を表示する必要がある。

ワンポイント・レッスン

実務上の流動・固定の区分、リース資産の表示方法等については、連結貸借対照表〔2 - 1 - 21〕の解説を参照。

4 繰延資産

繰延資産とは、創立費、開業費、株式交付費、社債発行費及び開発費のことをいう。繰延資産に属する項目は、上記の区分に従い掲記する。

繰延資産に属する項目の償却累計額については、当該繰延資産の金額から直接控除し、その控除額を当該各資産の金額として表示する。

5 流動負債

① 流動負債に属する科目

流動負債とは、支払手形、買掛金、前受金、引当金（1年以内に使用されないと認められるもの、資産に係る引当金を除く）、未払金、その他1年以内に支払又は返済が求められるものをいう。流動負債に属する負債は、以下の項目の区分に従い掲記する。

- a 支払手形
- b 買掛金
- c 契約負債
- d 短期借入金（金融手形及び当座借越を含む。ただし、株主、役員又は従業員からの短期借入金を除く）
- e リース債務（1年以内に支払予定のもの）
- f 未払金
- g 未払費用
- h 未払法人税等（法人税、住民税及び事業税の未払額）
- i 前受金
- j 預り金（たばこ、酒類、役員又は従業員からの預り金を除く）
- k 前受収益
- l 引当金
- m 引当除去債務（1年以内に履行されると認められるもの）
- n その他

上記nの「その他」の科目に含まれているもので負債及び純資産の合計額の100分の5を超えるものについては、当該科目を示す科目をもって別に掲記しなければならない。

事業税の未払額は「未払法人税等」と区別して「未払事業税」等その内容を示す科目で表示する（金額に重要性がない場合、未払金その他適当な科目に含めて表示することができる）。

② 電子記録債権

通常取引に基づいて発生した電子記録債権に係る債務は、「電子記録債務」等の科目により流動負債の区分に計上する。

③ 棚卸資産及び工事損失引当金の表示

④ 諸税金の未払分の表示

⑤ 未払従業員賞与の表示

上記③～⑤については、連結貸借対照表の解説〔2 - 1 - 21〕を参照。

ただし、棚卸資産及び工事損失引当金の注記については、個別財務諸表では記載を要しない。

⑥ 株主等からの短期債務

株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の100分の5を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって区分掲記しなければならない。

⑦ 通常の取引以外の手形債務

通常の取引以外の取引に基づいて発生した手形債務については、「支払手形」から除外するのが原則であるが、負債及び純資産の合計額の100分の5以下であれば「支払手形」に含めることもできる。区分掲記する場合に、固定資産、有価証券等物品の購入により発生した手形債務、営業保証金の代用として振り出した手形債務等の区別を示す名称を付した科目をもって掲記する。

⑧ デリバティブ取引により生じた正味の債務

デリバティブ取引により生じる正味の債務で、負債及び純資産の合計額の100分の5を超えるものについては、その内容を示す名称を付した科目をもって記載する。

ワンポイント・レッスン

引当金及び資産除去債務の表示については、連結貸借対照表の解説〔2 - 1 - 21〕の解説を参照。

実務担当者の準備作業

未払費用の網羅性については、連結貸借対照表の解説〔2 - 1 - 21〕の解説を参照。

6 固定負債

① 固定負債に属する科目

固定負債とは、社外からの長期借入金、引当金（流動負債の範囲に入る引当金を除く）及びその他の負債で流動負債に属さないものをいう。固定負債に属する負債は、以下の項目の区分に従い掲記する。

- b 長期借入金（金融負債を含む。ただし、株主、役員、従業員又は関係会社からの短期借入金を除く）
- c 関係会社長期借入金
- d リース負債
- e 延税金負債
- f 引当金
- g 資産除去債務
- h 公営事業運営権に係る負債
- i その他

上記iの「その他」の科目に含まれているもので、負債及び純資産の合計額の100分の5を超えるものについては、当該負債の内容を示す科目をもって別に掲記しなければならない。

実務担当者の準備作業

借入金の長短分類については、連結貸借対照表〔2 - 1 - 21〕の解説を参照。

② 株主等からの借入金等

株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の100分の5を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって区分掲記しなければならない。

③ 固定負債の引当金

連結貸借対照表〔2 - 1 - 21〕の解説を参照。

7 純資産**① 純資産に属する項目**

純資産とは、資産項目と負債項目の差額で構成されており、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権に分類して記載する。株主資本と評価・換算差額等については、さらに以下の項目に区分して表示する。

株主資本	評価・換算差額等
(資本金)	その他有価証券評価差額金
(資本剰余金)	繰延ヘッジ損益
資本準備金	土地再評価差額金
その他資本剰余金	—
(利益剰余金)	—
利益準備金	—
その他利益剰余金	—

なお、その他利益剰余金は、株主総会又は取締役会の決議に基づく設置目的を示す科目（例：配当積立金、固定資産圧縮積立金、任意積立金）は繰越利益剰余金の科目をもって掲記する必要がある。

② 自己株式の表示

自己株式は、株主資本に対する控除項目として、利益剰余金の次に自己株式の科目名で掲記する。

③ 評価・換算差額等に属する項目の表示

「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号）の公表に伴い、連結貸借対照表では、従来「評価・換算差額等」と表示されていた項目を「その他の包括利益累計額」と表示することとされたが、個別財務諸表では適用対象外のためこれまでどおり、「評価・換算差額等」と表示される。また、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号）等の公表に伴い、連結貸借対照表では「退職給付に係る調整累計額」が計上されるが、個別財務諸表では計上されない（当面の間適用対象外のため）。

④ 自己新株予約権の表示

会社が発行した新株予約権を保有している場合（自己新株予約権）には、自己新株予約権として、新株予約権から自己新株予約権を控除した額を表示する必要がある。ただし、新株予約権の次に、自己新株予約権の科目をもって、新株予約権に対する控除項目として掲記することもできる。

⑤ 自己株式処分差益の表示

自己株式処分差益は、その他資本剰余金に計上し、自己株式処分差損はその他資本剰余金から減額する。なお、自己株式処分差損をその他資本剰余金から減額した結果、その他資本剰余金がマイナス残高になる場合に

は、その他資本剰余金を零まで減額し、残りをその他利益剰余金から減額する。

⑥ 株式引受権の表示

2019 年 12 月に成立した「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号。以下「改正法」という。）により、2021 年 3 月 1 日以後に生じた取引から「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）第 202 条の 2 において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社が、取締役等の報酬等として株式の発行等をする場合には、金銭の払込み等を要しないことが新たに定められた。

そのため、割当日において、新株を発行した場合には、株式引受権として計上した額を繰上金又は資本準備金に振り替える、または、割当日において、自己株式を処分した場合には、自己株式の取得価額と、株式引受権の帳簿価額との差額を、自己株式処分差額として、会計処理を行う。

実務担当者の準備作業

財務諸表作成業務は、決算整理仕訳の計上→決算整理後残高試算表の作成→決算整理後残高試算表から組替表の作成→組替表から財務諸表本表原稿への転記といった流れになる。通常、決算整理仕訳を計上した後の残高試算表（決算整理後残高試算表）を、そのまま財務諸表の本表として利用することはできない。上述しているとおり、貸借対照表の開示方法は、原則で詳細に定められており、決算整理後残高試算表から開示用財務諸表用に勘定科目の集約や相殺が必要となる。そこで、決算整理後残高試算表から開示用財務諸表への集約や相殺の履歴を残すとともに、事後的にチェックを行えるように、組替表を作成しておくことと便利である。

また、財規では「資産の総額（負債及び純資産の合計額）の○以上の科目は独立して掲記」という内容の規定が多い。そこで、組替表に横断科目を設けておくと、組替時に「集約可能か独立掲記が必要か」を明瞭に判別できるので便利である。なお、前期と比較して項目を集約、または区分掲記した場合には、表示方法の変更として注記が必要となるので留意が必要である。その他、貸倒引当金や減価償却累計額の表示方法などの表示方法が認められている場合には、原則として継続して当該方法を採用することが必要となる。そのため、原則としてどの方法で表示するかは、予め決めておく必要がある。

開示ルールは頻繁に改正されるため、常に最新の開示様式（適用時期に注意）を入手しておく必要がある。

資 料

〔関連条文等〕

- ・ 財規 11 条～ 68 条の 4
- ・ 開示様式第五号の注記（記載上の注意）
- ・ 開示府令第三号様式（記載上の注意）(48)・(49)、同第二号様式（記載上の注意）(68)
- ・ 実務対応報告第 27 号「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い」

〔参考資料・データ等〕

- ・ 決算整理後残高試算表
- ・ 前期組替表
- ・ 長期前払費用、前払費用、貸付金等の期限を管理するワークシート
- ・ 関係会社向け債権債務の金額の集計表
- ・ 最新の開示様式
- ・ 最新の EDINET タクソノミ
- ・ 前期の有価証券報告書

〔リファレンス〕

- 【主要な経営指標等の推移】〔2 - 1 - 2〕
 - 【重要な会計方針】〔2 - 1 - 54〕
 - 【会計方針の変更等】〔2 - 1 - 54〕
 - 株主資本等変動計算書（純資産項目）〔2 - 1 - 53〕
 - 勘定科目に関連のある注記情報
 - 貸借対照表関係の注記〔2 - 1 - 55〕と関連付けられる科目との整合性
 - 税効果会計の注記と繰延税金資産（負債）残高
 - 1株当たり情報の注記と純資産残高
- その他、関連する注記事項との整合性については、各注記事項参照。
- 附属明細表（固定資産残高、各引当金残高）〔2 - 1 - 58、59〕

1 連結貸借対照表

位置づけ 企業集団における財政状態を表す。

参 照 ひな型編〔4-3-1〕

解 説

1 総 論

事業年度末日において大会社であって、金商法第24条第1項の規定により有価証券報告書の提出義務を負う連結子会社を有している会社は、個別計算書類（〔4-4-1〕以降参照）に加えて、当該事業年度における連結計算書類も作成する必要がある（会社法第444条第3項）。連結計算書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表より構成される。なお、個別・連結ともにキャッシュ・フロー計算書の作成は不要である。

連結計算書類における連結貸借対照表の構成は、有価証券報告書の連結貸借対照表と同じである。表示面に関しては会社計算規則に従うことになるが、連結財規ほど細かく規定されているわけではない。とは、会社法計算書類と有価証券報告書の内容に差をつける意味はない。ディスクロージャの観点からは、会社法計算書類においても会社の判断で有価証券報告書のレベルで記載することも必要であろう。

表示方法は、当期分の連結計算書類のみの記載で足りる（最近では、ディスクロージャを意識し、参考数値として前期分の残高を記載している会社も見受けられる）。

金額は、円単位、千円単位又は百万円単位で記載する。また、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号）の公表に伴い、「評価・換算差額等」の項目を「評価・換算差額等」又は「その他の包括利益累計額」と表示することとされた。

2 資産項目

資産項目は、有価証券報告書の連結貸借対照表の区分に準じて表示する。なお、会社法の連結貸借対照表には比率による独立掲記の基準がないため、各社で独立掲記の要否を判断することになる。

その他、資産に貸倒引当金（貸倒引当金）の表示、有形固定資産の減価償却累計額の表示、有形固定資産の減損損失累計額の表示、無形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額の表示、繰延資産の減価償却累計額の表示、繰延税金資産及び繰延税金負債の表示等については、有価証券報告書の連結貸借対照表〔2-1-21〕の解説を参照されたい。

負債項目

負債項目は、有価証券報告書の連結貸借対照表の区分に準じて表示する。その他、詳細については、有価証券報告書の連結貸借対照表〔2-1-21〕の解説を参照されたい。

4 純資産項目

純資産項目は、有価証券報告書の連結貸借対照表と同様の区分によって表示する。その他、自己株式の表示、評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額に属する項目の表示、自己新株予約権の表示等については、有価証券報告書の連結貸借対照表〔2-1-21〕の解説を参照されたい。

実務担当者の準備作業

会社法の連結計算書類は、有価証券報告書の連結財務諸表を作成する会計データと同じものを利用するため、連結精算表の作成までは有価証券報告書の連結財務諸表と同じである。ただし、表示に関して相違がある場合、会社法用の連結精算表から開示用連結計算書類を繋ぐ組替表を作成する必要がある。

内部統制上の重要ポイント

- ・ 組替項目には、ルーチンの組替項目（減価償却累計額の控除等）と判断を要する組替項目（独立掲記、集約表示等）がある。ルーチンの組替項目が漏れなく行われていることと、判断を要する組替項目が適切に行われていることを担保する仕組みを構築・運用する必要がある。
- ・ 各勘定科目の並び順は、会社計算規則におおむね定められている。そのため、並び順についてチェックする体制を構築する必要がある。
- ・ 連結貸借対照表全体をレビューし、単位間違い、日付誤り、位置間違い、カンマ漏れ、注記との整合性についてチェックする体制を構築・運用する必要がある。

資 料

〔関連条文等〕

- ・ 計規 65 条

〔必要となる資料・データ〕

- ・ 連結精算表
- ・ 前期組替表

〔リファレンス〕

- ・ 連結株主資本等変動計算書（純資産項目）〔4 - 3 - 3〕
- ・ 勘定科目に関する注記情報（連結貸借対照表関係等）〔4 - 3 - 4〕

2 連結損益計算書

位置づけ 企業集団における経営成績を表す。

参 照 ひな型編〔4-3-2〕

解 説

1 総 論

連結計算書類における連結損益計算書の構成は、有価証券報告書の連結損益計算書と同一である（包括利益に関する表示の部分を除く）。表示面に関しては会社計算規則に従うことになるが、連結財務諸表の細則で規定されているわけではない。

表示方法は、当期分の計算書類のみの記載で足りる（最近は、ディスクロズを意識し、参考数値として前期分の残高を記載している会社も見受けられる）。金額は、円単位、千円単位又は百万円単位により記載する。

連結グループで2つ以上の異なる種類の事業を営んでいる場合には、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費について事業の種類ごとに記載することもできる。

2 売上高及び売上原価

事業活動により得た収益とそれに対応する費用を、売上高及び売上原価として記載する必要がある。また、売上高と売上原価の差額は、売上総利益又は売上総損失として記載する必要がある。

3 販売費及び一般管理費

販売及び一般管理業務に関連して発生した費用を、販売費及び一般管理費に属するものとする。販売費及び一般管理費として一括表示すれば足りる。

売上総利益又は売上総損失に販売費及び一般管理費を減算した金額を、営業利益又は営業損失として記載する必要がある。

4 営業外収益及び営業外費用

営業外収益及び営業外費用に属する項目は、それぞれ当該収益又は費用を示す名称をもって表示する必要がある。独立掲記の基準はないため、ルールを定め、主要な項目（受取利息、支払利息等）について独立掲記することが望ましい。

営業利益又は営業損失に営業外収益及び営業外費用を加減算した金額を、経常利益又は経常損失として記載する必要がある。

その他、持分法による投資利益と持分法による投資損失の表示等については、有価証券報告書の連結損益計算書〔2-1-22〕の解説を参照されたい。

5 特別利益及び特別損失

特別利益及び特別損失に属する項目は、それぞれ当該利益又は損失を示す名称をもって表示する必要がある。また、経常利益又は経常損失に、特別利益及び特別損失を加減算した金額を、税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失として記載する必要がある。

6 当期純利益又は当期純損失

有価証券報告書の連結損益計算書〔2-1-22〕の解説を参照されたい。

7 包括利益

「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 25 号）に公表により、金商法における有価証券報告書及び半期報告書においては、包括利益の表示が必要となったが、会社法においては、包括利益に関する情報の株主・債権者にとっての有用性の程度等が明らかとなった将来において、改めて検討する予定とされている。そのため、会社法における連結損益計算書では包括利益に関する記載は必要ない。ただし、会社計算規則では、包括利益の記載を禁止してはならず、会社が任意で作成、開示することは可能である。

ワンポイント・レッスン

会社計算規則では表示する勘定科目について詳細な規定はない。一方で有価証券報告書を作成するに準拠する必要がある財務諸表等規則を始めとする関連規則には勘定科目名称に関する詳細な定めがある。また、XBRL により標準的な科目名称が定められている。上場企業においては会社法の計算書と有価証券報告書の（連結）財務諸表の開示科目名称は一致させる必要があるため、記載する科目名称で迷った場合には財務諸表等規則や XBRL の標準科目を参照するとよい。

実務担当者の準備作業

会社法の連結計算書類は、有価証券報告書の連結財務諸表を作成する会計データと同じものを利用して作成される。よって、連結精算表の作成までは、有価証券報告書の連結財務諸表の作成と等しいといえる。もっとも、表示に関して相違がある場合、会社法の連結精算表から開示用連結計算書類を繋ぐ組替表を作成する必要がある。

内部統制上の重要ポイント

- ・ 組替項目にはルーチンの組替項目（売上高と売上値引の相殺等）と判断を要する組替項目（独立掲記、集約表示等）がある。ルーチンの組替項目が漏れなく行われていることと、判断を要する組替項目が適切に行われていることを担保する仕組みを構築・運用する必要がある。
- ・ 各勘定科目の並び順は、会社計算規則により定められている。そのため、並び順についてチェックする体制を構築する必要がある。
- ・ 連結損益計算書と対照し、単独勘違い、期間誤り、位置ずれ、カンマ漏れ、注記との整合性についてチェックする体制を構築する必要がある。

資料

〔関連条文等〕

- ・ 計規 66 条

〔関係資料・データ〕

- ・ 連結精算表
- ・ 前期組替表

〔リファレンス〕

- ・ 連結株主資本等変動計算書（親会社株主に帰属する当期純利益）〔4-3-3〕
- ・ 勘定科目に関連のある注記情報（連結損益計算書関係の注記等）〔4-3-4〕

1 編

2 編

3 編

4 編

第3章

連結計算書類

3 連結株主資本等変動計算書

位置づけ 企業集団における純資産（株主資本等）の変動を表す。

参 照 ひな型編〔4-3-3〕

解 説

1 総 論

連結計算書類における連結株主資本等変動計算書は、有価証券報告書における連結株主資本等変動計算書と記載要素を同じくする。

表示形式は純資産項目を縦に並べる表示方法と横に並べる表示方法のどちらでも構わない（なお、有価証券報告書においては横に並べる表示方法）。

横に並べる表示方法の方が一覧性に優れていることから、連結計算書類における連結株主資本等変動計算書では、横に並べる表示方法を採用する企業が多く見られる。

なお、連結計算書類上は連結株主資本等変動計算書は当期分のみの記載で足りる。金額は、円単位、千円単位又は百万円単位により記載する。その他については、有価証券報告書の連結株主資本等変動計算書〔2-1-24〕の解説を参照。

資 料

〔関連条文等〕

- ・ 計規 67 条

〔必要となる資料・データ〕

- ・ 連結精算表
- ・ 株主総会議事録（剰余金処分決議）及び取締役会議事録（剰余金処分の決議）

〔リファレンス〕

- ・ 前期及び当期の連結損益計算書（純資産科目）〔4-3-1〕
- ・ 連結損益計算書（親会社株主に帰属する当期純利益）〔4-3-2〕
- ・ 勘定科目に関連する注記情報（連結株主資本等変動計算書関係の注記等）〔4-3-4〕

4 連結注記表

位置づけ 連結計算書類の利用に際しての基本的前提を理解するための情報。

参 照 ひな型編〔4-3-4〕

解 説

1 連結注記表の概要

連結注記表は、次の a～u に掲げる項目のうち、必要な項目を表示する。その際、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにする。

		連結注記表	個別注記表
a	継続企業の前提に関する注記	必要	必要
b	重要な会計方針に係る事項に関する注記	必要(※1)	必要
c	会計方針の変更に関する注記	必要	必要
d	表示方法の変更に関する注記	必要	必要
e	会計上の見積りに関する注記	必要	必要(※2)
f	会計上の見積りの変更に関する注記	必要	必要
g	誤謬の訂正に関する注記	必要	必要
h	貸借対照表に関する注記	必要	必要
i	損益計算書に関する注記		必要
j	株主資本等変動計算書に関する注記	必要	必要(※2)
k	税効果会計に関する注記		必要
l	リースにより使用する固定資産に関する注記		必要
m	金融商品に関する注記	必要	※3
n	賃貸等不動産に関する注記	必要	※3
o	持分法損益等に関する注記		必要
p	関連当事者との取引に関する注記		必要
q	一株当たり情報に関する注記	必要	必要
r	重要な後発事象に関する注記	必要	必要
s	連結配当規程に関する注記		必要
t	収益認識に関する注記	必要	必要(※2)
u	その他の注記	該当ある場合	該当ある場合

※ 上表は上場会社を前提としている。

※1 タイトルは「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記」。

※2 連結注記表作成会社は、全部項目の注記不要。

※3 連結注記表作成会社は、注記不要。

継続企業の前提に関する注記

継続企業の前提に関する注記は、連結会計年度の末日において、当該株式会社が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつた事実上の事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときには、下記の事項を記載する。なお、当該連結会計年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合は不要である。ただしこの場合には、当該継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するために実施した対応策が重要な後発事象として注記対象となることも考えられるため留意が必要である。

a 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

1 編

2 編

3 編

4 編

第3章

連結計算書類

- b 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- c 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- d 当該重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しているか否かの別

3 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

① 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項として、下記の事項を記載する。この場合において、当該注記は下記に掲げる事項に区分しなければならない。詳細については、ひな型編(4-3-1)を参照されたい。

a 連結の範囲に関する次に掲げる事項

- (i) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
- (ii) 非連結子会社がある場合には、次に掲げる事項
 - ・主要な非連結子会社の名称
 - ・非連結子会社を連結の範囲から除いた理由
- (iii) 株式会社が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（「会社」としなかったときは、当該会社等の名称及び子会社としなかった理由
- (iv) 計規 63 条 1 項ただし書の規定により連結の範囲から除かれた下掲の子会社の名称及び損益に関する事項であって、当該企業集団の財産及び損益の算定の結果に判断に影響を及ぼすと認められる重要なものがあるときは、その内容
 - ・財務及び事業の方針を決定する機関（「総会その他のこれに準ずる機関をいう。）に対する支配が一時的であると認められる子会社
 - ・連結の範囲に含めることにより当該株式会社の財務関係人の利益を著しく誤らせるおそれがあると認められる子会社
- (v) 開示対象特別目的会社（「計規 施行規則第 4 条に規定する特別目的会社（同条の規定により当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社を該当しないものと推定されるものに限る）をいう）がある場合には、次に掲げる事項その他の重要な事項
 - (1) 開示対象特別目的会社の概要
 - (2) 開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額

b 持分法の適用に関する次に掲げる事項

- (i) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称
- (ii) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社があるときは、次に掲げる事項
 - ・当該非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称
 - ・当該非連結子会社又は関連会社に持分法を適用しない理由
- (iii) 株式会社が議決権の 100 分の 20 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において所有している会社等（「会社」としなかったときは、当該会社等の名称及び関連会社としなかった理由
- (iv) 持分法の適用手続について特に示す必要があると認められる事項がある場合には、その内容

c 会計方針に関する次に掲げる事項

- (i) 資産の評価基準及び評価方法
- (ii) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- (iii) 重要な引当金の計上基準
- (iv) 収益及び費用の計上基準
- (v) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- (vi) 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識しようとする

るときは、(iv)に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- イ 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
- ロ イに規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
- ハ イ・ロに掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

② 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

連結の範囲又は持分法の適用の範囲を変更した場合、その旨及び当該変更の理由を記載する（重要性の乏しい変更を除く）。

4 会計方針の変更に関する注記

一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合、次に掲げるものを記載する（重要性の乏しい変更を除く）。

- a 当該会計方針の変更の内容
- b 当該会計方針の変更の理由
- c 遡及適用をした場合には、当該連結会計年度の期首における純資産額に対する影響額
- d 当該連結会計年度より前の連結会計年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なものは、別に掲げる事項を除く）
 - (i) 連結計算書類の主な項目に対する影響額
 - (ii) 当該連結会計年度より前の連結会計年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
 - (iii) 当該会計方針の変更が当該連結会計年度の翌連結会計年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であって、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

5 表示方法の変更に関する注記

一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合、次に掲げるものを記載する（重要性の乏しいものを除く）。

- a 当該表示方法の変更の概要
- b 当該表示方法の変更の理由

6 会計上の見積りの変更に関する注記

会計上の見積りの変更を行った場合、次に掲げるものを記載する（重要性の乏しいものを除く）。

- a 当該会計上の見積りの変更の内容
- b 当該会計上の見積りの変更の連結計算書類の項目に対する影響額
- c 当該会計上の見積りの変更が当該連結会計年度の翌連結会計年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるとき、当該影響に関する事項

7 会計上の見積りに関する注記

企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」において、識別した項目名、識別した項目のそれぞれについて、当年度の財務諸表に計上した金額、会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報を注記することとされている。

開示項目は以下の通りである。

- a 会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結

会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

- b 当該連結会計年度に係る連結計算書類の前号に掲げる項目に計上した額
- c a bに掲げるもののほか、aに掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

8 誤謬の訂正に関する注記

誤謬の訂正をした場合、次に掲げるものを記載する（重要性の乏しいものを除く）。

- a 当該誤謬の内容
- b 当該連結会計年度の期首における純資産額に対する影響額

9 連結貸借対照表等に関する注記

連結貸借対照表等に関する注記として、下記のa～eの事項を記載する。

- a 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項
 - (i) 資産が担保に供されていること
 - (ii) iの資産の内容及びその金額
 - (iii) 担保に係る債務の金額
- b 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産（資産項目）別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産その他の資産又は繰延資産ごとに一括した引当金の金額）
- c 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産（資産項目）別の減価償却累計額（一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額）
- d 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- e 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く）がある当該債務の内容及び金額

10 連結株主資本等変動計算書に関する注記

連結株主資本等変動計算書に関する注記として、下記のa～cの事項を記載する。

- a 当該連結会計年度中における当該株式会社（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの発行済株式の総数）の発行済株式の総数
- b 当該連結会計年度中に行う剰余金の配当（当該連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受けようとするための基準日が当該連結会計年度中のものを含む）に関する次に掲げる事項その他の事項
 - (i) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
 - (ii) 配当財産が金銭以外財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額
- c 当該連結会計年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）
- d 当該連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）
- e 当該連結会計年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（法第二百三十六条第一項第四号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）

11 金融商品に関する注記

金融商品に関する注記として、次に掲げるものを記載する（重要性の乏しいものを除く）。

- a 金融商品の状況に関する事項
- b 金融商品の時価等に関する事項
- c 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

12 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産に関する注記として、次に掲げるものを記載する（重要性の乏しいものを除く）。

- a 賃貸等不動産の状況に関する事項
- b 賃貸等不動産の時価に関する事項

13 1株当たり情報に関する注記

1株当たり情報に関する注記は、1株当たりの次に掲げる額を記載する。

- a 純資産額
- b 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失
- c 当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後における株式の併合又は株式分割をした場合において、当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式分割をしたと仮定してa及びbの根拠となる額を算定したときは、その旨

14 重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象があれば記載が必要となる。ここでいう重要な後発事象とは、当該株式会社の連結会計年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社（以下「非連結子会社等」という。）の翌連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象をいう。ただし、当該株式会社の連結会計年度の末日と異なる日をその連結会計年度の末日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の連結会計年度の末日後に発生した場合における当該事象とする。

15 収益認識に関する注記

- a 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づき区分した場合における当該区分ごとの収益の額その他事項
- b 収益を理解するための基礎となる情報
当該連結会計年度及び当該連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

なお、重要な会計方針に関する事項で注記した事項と同一であるときは、収益認識に関する注記において当該事項の注記を省略することとなっている。

16 その他の注記

その他、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書により企業集団の財産又は損益の状態を正確に示すために必要な事項があれば、記載が必要となる。

資 料

〔関連条文等〕

- ・ 計規 97～116条

〔必要となる資料・データ〕

- 連結パッケージ
- 経理規程
- 会計方針チェックリスト
- 会計方針の変更の影響額を算定するワークシート
- 担保提供資産及び債務の対応が一覧可能な資料
- 偶発債務チェックリスト
- 組替表
- 株主名簿
- 新株予約権原簿
- 株主総会参考書類（議決権行使書適用会社の場合）

〔リファレンス〕

- 連結貸借対照表〔4 - 3 - 1〕
- 連結損益計算書〔4 - 3 - 2〕
- 連結株主資本等変動計算書〔4 - 3 - 3〕

SAMPLE

監 修

宝印刷株式会社

上場企業のディスクロージャー関連書類・EDINET データ作成および IR 活動に関するサポート事業大手。

上場予定会社の上場準備から既上場会社の継続開示サポートまで金融商品取引法、XBRL、会社法、IR、投資信託、REIT 等ディスクロージャー分野広範にわたるサービスを展開している。

有価証券報告書・招集通知記載事例集の作成、各種セミナーの企画、株主総会支援等コンサルティング業務や XBRL データ変換ツールの開発等、各種 IT ツールの開発にも注力している。

執筆協力者プロフィール

EY | Building a better working world

EY は、クライアント、EY のメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EY のチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EY のチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150 以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他の EYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

執筆協力者紹介（五十音順）

監 修	松本雄一（まつもと・ゆういち）
編 集 代 表	菅沼 淳（すがぬま・あつし）
レビューア	加藤圭介（かとう・けいすけ）
執筆協力者	岩田瑠梨子（いわた・るりこ）
	小畑 旭（おばた・あさひ）
	小板橋秀徳（こいたばし・ひでのり）
	中谷真久（なかや・まさひさ）
	吉澤直隆（よしざわ・なおたか）

2015 年 6 月 28 日 初版第 1 刷発行
2026 年 8 月 1 日 第 18 刷発行

財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキスト 解説編
2027年3月期基準(2026年8月1日版)

監 修 者 宝 印 刷 株 式 会 社
編 著 者 日 本 I P O 実 務 検 定 協 会
発 行 者 岩 村 信 寿
発 行 所 リンケージ・パブリッシング
〒 104-0061
東京都中央区銀座 1-12-4-7F
TEL 03(4570)7858
FAX 03(6745)1553

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用することは、著作者・出版社の権利侵害となり、著作権法上での例外を除き、禁じられています。

本書の取り扱いには以下の点にご注意ください。

- ・ 本書の著作権は、日本 IPO 実務検定協会にあります。
- ・ 本書の一部または全部を、データの種類（印刷物、電子ファイル、ビデオ、インターネット等）の如何にかかわらず、複製、転載、第三者へ転売（オークション含む）する事を禁じます。